第2期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画

未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てにやさしいまち



2020年(令和2年)3月 藤沢市

はじめに

本市では、平成27年4月の子ども・子育て支援 新制度の開始に合わせ、地域全体で子ども・若者、 子育て家庭を支える社会の実現をめざして、「藤沢市 子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援や 子ども・若者の健全育成のためのさまざまな取組を 進めてきました。



本市の人口は、2018年(平成30年)4月に43万人を突破し、2030年(令和12年)に44万4千人でピークを迎え、その後は減少に転じるものと推計しています。このことは、未婚化や晩婚化、出産年齢の上昇等により、少子化が進行していることが要因の一つであると考えられます。

また、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化などにより、子どもとふれあう経験が少ないまま初めて子育てをしている人や、近くに頼ることができる人がいない中で子育てをしている人など、子育てに対する不安や孤立感が高まっています。子育て世代の多様なニーズに対応し、孤立や不安などの解消に向けた子育て環境の充実が必要となっています。

さらに、社会経済情勢の変化などにより、共働き家庭が増加していることに伴う保育需要の高まりに対応するため、引き続き保育所等の待機児童解消が喫緊の課題となっています。

本計画では、第1期「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」で掲げた将来像である「未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てにやさしいまち」を継承し、平成25年6月に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「藤沢市子ども共育計画」の策定を踏まえ、新たに副題として「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を掲げ、取組を進めます。

「子育て支援におわりはない」を旨として、今後につきましても、すべての保護者が子育でに喜びや生きがいを感じ、安心して子育てができるよう、地域全体で支援し、すべての子ども・若者が健やかに成長できる社会の実現をめざします。

最後に、本計画の策定にあたり、藤沢市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様や関係機関・団体の方々から、ご意見やご提言をいただきましたことに、 心から感謝申し上げます。

2020年(令和2年)3月

藤沢市長 鈴木 恒夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	7
4. 計画の対象	7
第2章 子ども・子育てに関わる概況	9
1. 本市の子ども・子育てに関わる概況	9
2. 子ども・子育てに関するニーズ調査	21
3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題	39
第3章 計画の基本的な考え方	47
1. 計画のめざす基本的な方向性	47
2. 計画の基本目標	
3. 計画の体系	50
4. ライフステージごとの主な取組	52
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	
基本目標1:子育て支援の充実	55
基本目標2:親子の健康の確保及び増進	70
基本目標3:豊かな心を育む教育環境の整備	78
基本目標4:子育てしやすい生活環境の整備	88
基本目標5:仕事と家庭との両立の推進	91
基本目標6:だれひとり取り残さない 地域共生の推進	94
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	97
1. 子ども・子育て支援新制度の概要	97
2. 教育・保育提供区域の設定について	103
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策	104
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	115
5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確	ぽ126
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	127

第6	章 計画の推進体制	129
1.	計画の推進体制	129
	. 計画の実施状況の点検・評価	
	編	
1.	藤沢市子ども・子育て会議条例	132
	. 藤沢市子ども・子育て会議、部会委員名簿	
3.	計画策定の経過	138

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国の出生率の低下や急速な少子化の進行を受けて、子どもを産み育てやすい環境づくりに社会全体で取り組むために、国では子ども・子育て支援の取組が進められてきました。

1999年(平成11年)に「少子化対策推進基本方針」、2003年(平成15年)に「次世代育成支援対策推進法」、2012年(平成24年)に「子ども・子育て支援法」を含む関連3法が成立し、2015年(平成27年)から、「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されました。

① 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)

我が国における急速な少子化の進行を踏まえて、2003年(平成 15年)に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、市町村に対し次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務付けました。同法は 10年間の時限立法でしたが、2014年(平成 26年)の法改正により 2024年度(令和6年度)末まで 10年間延長されました。なお、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されたことに伴い、同法に基づく計画策定は任意となりました。同法に基づく、「行動計画策定指針」が 2020年(令和2年)に改正され、放課後児童対策の更なる推進に向けた「新・放課後子ども総合プラン」の事業計画を市町村の計画に盛り込むこととなりました。

本市では、2005年(平成 17年)に「次世代育成支援行動計画」の前期計画(平成 17~21年度)、2010年(平成 22年)に後期計画(平成 22~26年度)を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育まれる環境の整備に取り組んできました。

② 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会保障と税の一体改革の一環として、社会全体で子ども・子育てを支援する仕組が構築されることとなりました。2012年(平成24年)に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、2015年(平成27年)から「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を3つの柱とした「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」という。)が施行されました。市町村子ども・子育て支援事業計画は、計画の基本的記載事項等を定めた「基本指針」に基づき策定することとされています。

本市では、2015年(平成27年)に第1期となる「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」(平成27~令和元年度)(以下「第1期計画」という。)を策定しました。第1期計画は、子ども・子育て支援法で市町村の策定が義務付けられた範囲に加え、「次世代育成支援行動計画」、「ふじさわ子ども・若者計画2014」を継承した、子ども・子育てから若者までの範囲を包含する計画として策定しました。

第 1 期計画の策定後、社会情勢の変化や国の施策動向を踏まえ、基本指針が改正されました。主な改正内容としては、企業主導型保育事業の創設、幼児教育・保育の無償化に伴う給付の創設のほか、新・放課後子ども総合プランや、児童虐待防止対策・社会的養育、その他制度の施行状況や関連施策の動向が反映されました。

③ 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)

子ども・若者を取り巻く状況を踏まえ、2010年(平成22年)に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。2016年(平成28年)には、同ビジョンが見直され「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。「子ども・若者育成支援推進法」では、同法に基づく市町村子ども・若者計画の策定は努力義務とされています。

本市では、2013年(平成25年)に「ふじさわ子ども・若者計画2014」(平成25~26年度)を策定しました。2015年(平成27年)からは、「ふじさわ子ども・若者計画2014」の施策は、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」(平成27~令和元年度)に継承されました。

④ 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状態の子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどにより子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2013年(平成25年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、2014年(平成26年)に同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

法律施行5年後の2019年(令和元年)には同法が改正され、市町村による計画策定が努力義務となりました。改正後の法律を踏まえ、同年11月に「子供の貧困対策に関する大綱~日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて~」が策定されました。

本市では、2018年(平成30年)に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにあたって、子どもの貧困対策の推進に関する実施事業の体系化を行い、実施計画を策定するための基礎資料として、「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。

⑤ 児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)

すべての子どもが健全に育成されるよう、2016年(平成28年)に「児童福祉法」が 改正されました。改正法では、理念として子どもが権利の主体であること、子どもの権利 の保障に向けた国民、保護者、国、地方自治体が果たす役割などについて、次のとおり定 められました。

- 第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

⑥ 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針(平成28年12月決定)

2015年(平成27年)9月に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択されました。アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という基本理念が示され、「あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つ」、「平和で、公正かつ包摂的な社会を打ち立てること」等をはじめとする取り組むべき課題と、2030年(令和12年)を期限とする17の持続可能な開発のための目標(以下「SDGs」という。)が掲げられました。

SDGs の採択後、日本では 2030 年(令和 12 年)に向けた取組の指針として「SDGs 実施指針」が決定されました。実施指針では、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして定めています。地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定にあたって SDGs の要素を最大限反映し、SDGs 達成に向けた取組を推進することが期待されています。

用語解説

平等(Equality)と公正(Equity)





それぞれのおかれている状況を考慮せず、全員に対して一律に同じ待遇を与える平等(Equality)の視点だけでは、「壁の向こうの景色」を見ることのできない人を取り残してしまう可能性があります。それぞれのおかれた状況に応じて待遇を変えるという補完的な取組により、誰一人取り残さず「壁の向こうの景色」を見ることができる公正(Equity)を達成することができます。

(2) 計画の趣旨

子ども・子育てや若者を取り巻くこれまでの社会環境の変化や国の動向等を踏まえて、本市では、「子ども・子育て支援法」において市町村の策定が義務とされている「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、また、「次世代育成支援対策推進法」において市町村の策定が任意とされている「市町村行動計画」として、「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 根拠法等

本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るとともに、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、健やか親子21(第2次)に基づく「母子保健計画」として位置づけます。

さらに、本計画を踏まえて、施設の具体的な整備に関する「藤沢市保育所整備計画 (ガイドライン)」「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」、支援の必要性の高い子ど も・若者、子育て家庭に対して施策を講じる「藤沢市子ども共育計画」を策定します。

計画名称	市町村計画の名称	根拠法、根拠規定等	位置付け
	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	義務
第2期藤沢市子ども・子育て 支援事業計画(本計画)	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	任意
	母子保健計画	健やか親子21(第2次)	% 1
藤沢市保育所整備計画 (ガイドライン)	市町村整備計画	児童福祉法 第56条4の2第1項	任意
藤沢市子どもの 居場所づくり推進計画	市町村行動計画等	新・放課後子ども総合プラン	% 2
ともいく	子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に 関する法律 第9条2	努力義務
藤沢市子ども共育計画	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条2	努力義務

図表1-2-1 子ども分野における計画の根拠法等

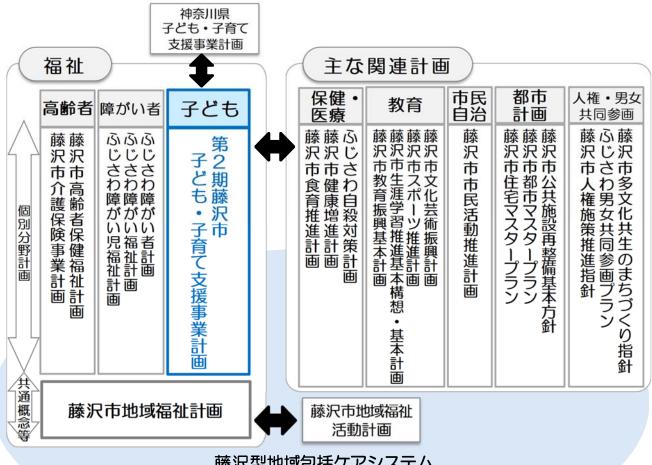
^{※1 「}母子保健計画について」平成26年6月17日雇児発0617第1号

^{※2 『「}新・放課後子ども総合プラン」について』平成 30 年 9 月 14 日文科生第 396 号・子発 0914 第 1 号

(2) 主な関連計画

改正社会福祉法により、地域福祉計画が各福祉分野における共通概念等として位置づけられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある方の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

本計画は、藤沢市地域福祉計画との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、福祉分野における個別分野計画として、子ども・若者、子育て家庭を対象とする福祉、保健、教育など関連する本市の各分野の計画と整合を図り、調和の保たれた計画とします。



図表1-2-2 本計画と関連する主な計画

藤沢型地域包括ケアシステム 誰もが住み慣れた地域で、 その人らしく安心して暮らし続けることができるまち

3. 計画の期間

本計画は、2020 年度(令和2年度)から 2024 年度(令和6年度)までの5年間を 計画期間とします。



図表1-3-1 計画の期間

※「ニーズ調査」とは、「子ども・子育て支援法」にしたがって国が計画の基本的記載事項等を定めた「基本指針」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望を把握し、量の見込みを推計するための調査。

4. 計画の対象

親の妊娠・出産期を含む、すべての子ども・若者、子育て家庭を対象とします。

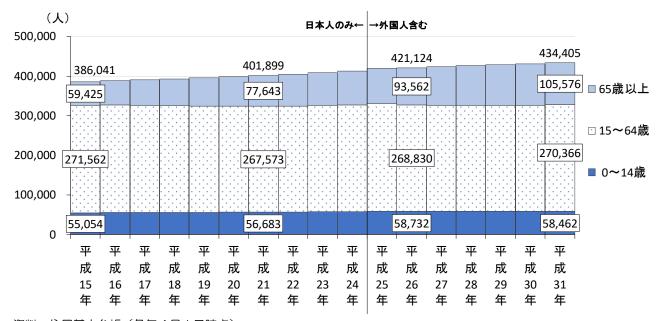
第2章 子ども・子育でに関わる概況

1.本市の子ども・子育てに関わる概況

(1) 人口の状況

① 本市の人口の推移

本市の総人口の推移をみると、増加し続けており、2019年(平成31年)には434,405 人となっています。



図表2-1-1-1 本市の人口の推移(年齢階層別)

資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013年(平成25年)以降は外国人を含む集計となっている。

※2019年(平成31年)の合計値434,405人は、年齢不詳(1人)を含んでいる。

② 将来人口の見通し

本市の将来人口をみると、2030年(令和 12年)までは増加傾向が続きますが、2035年(令和 17年)からは減少傾向となると推計されています。また、年齢層別にみると、 $0\sim14歳は2020年(令和2年)から、15\sim64歳は2030年(令和12年)から減少傾向に入ると推計されています。$

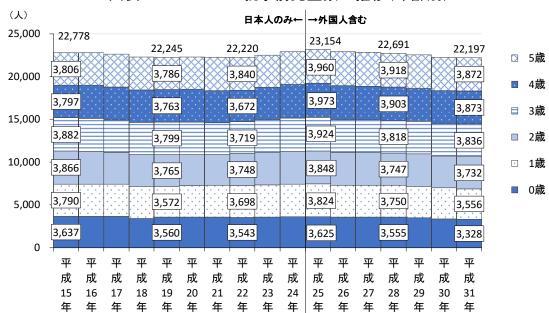


図表2-1-1-2 本市の将来人口推計(年齢階層別)

資料: 国勢調査を基準とした推計値(平成29年度推計)

③ 就学前児童数の推移

○~5歳の就学前児童数は 2014 年(平成 26 年)以降減少傾向にあります。



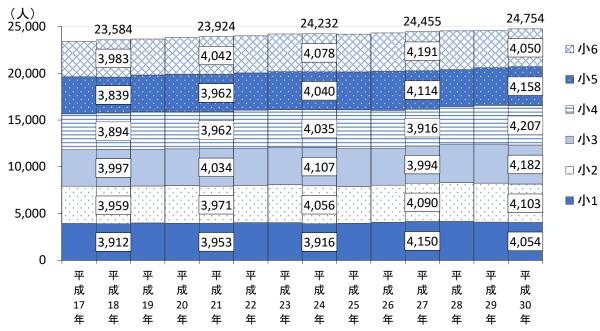
図表2-1-1-3 就学前児童数の推移(年齢別)

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013年(平成25年)以降は外国人を含む集計となっている。

④ 小学校の児童数の推移

小学校(公立・私立)の児童数は増加傾向が継続しています。



図表2-1-1-4 小学校(公立・私立)の児童数の推移(学年別)

資料:神奈川県学校基本統計(学校基本調査報告書)(各年4月1日時点)

⑤ 年少人口の推移

○~14歳の年少人口は2014年(平成26年)以降減少傾向にあり、総人口に占める 割合も低下傾向にあります。

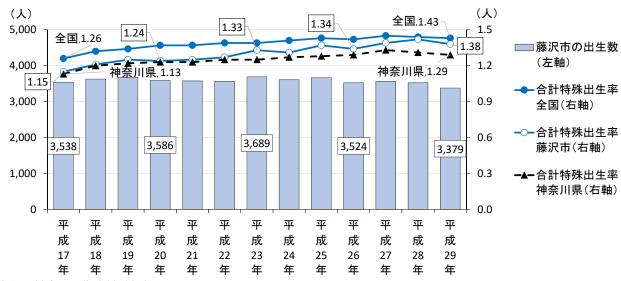


資料:藤沢市統計年報、住民基本台帳(各年4月1日時点)

※住民基本台帳の集計方法の変更により、2013年(平成25年)以降は外国人を含む集計となっている。

⑥ 出生数と合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率(一人の女性が生涯に産む子どもの平均数)は、全国より低水準にありますが、近年上昇傾向にあります。出生数は年により増減しているものの、近年は減少傾向にあり、2017年(平成29年)には3,379人となり、2007年(平成19年)から10年間で約300人減少しています。



図表2-1-1-6 本市の出生数と合計特殊出生率の推移(全国・神奈川県との比較)

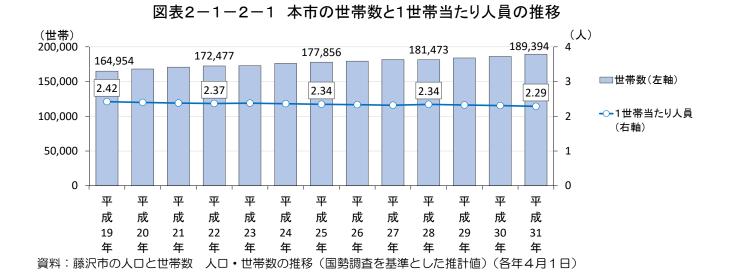
資料:神奈川県衛生統計年報

※合計特殊出生率は、各年内に 15~49 歳の女性が産んだ女性の年齢別の子どもの数を、各年 1 月 1 日の 15~49 歳の女性の年齢別人口で割った値。

(2) 世帯の状況

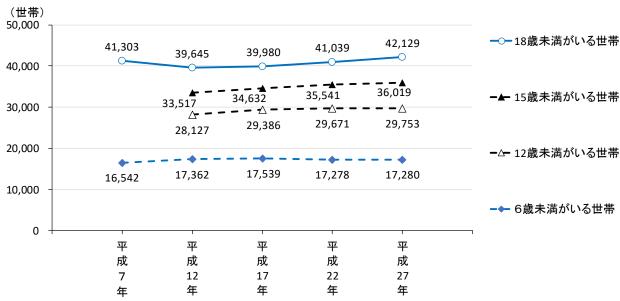
① 本市の世帯数の推移

本市の世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たり人員数は減少傾向にあります。



② 子どものいる世帯の数と割合の変化

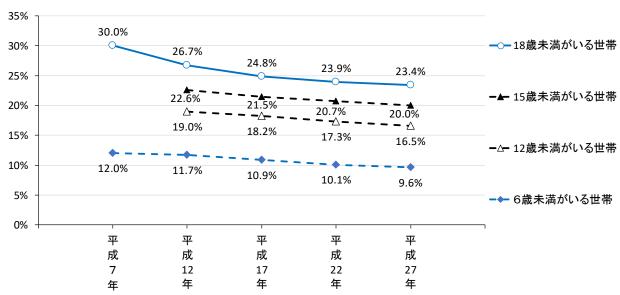
子どものいる世帯の数は、18 歳未満でみると増加傾向にありますが、6歳未満の子どもがいる世帯の数は、2005年(平成17年)をピークとして減少しています。また、子どものいる世帯が本市の世帯に占める割合は、どの子どもの年齢区分においても低下しています。



図表2-1-2-2 子どものいる世帯の数の推移(本市)

資料:総務省「国勢調査」

※2005 年 (平成 17 年) までは、「~歳未満親族のいる一般世帯」のうち「親族世帯」の数。2010 年 (平成 22 年) 以降は、「~歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数。



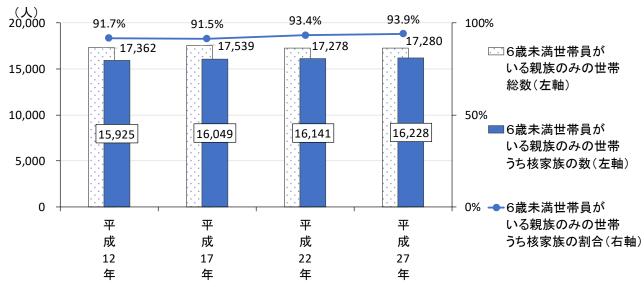
図表2-1-2-3 子どものいる世帯の割合の推移(本市)

資料:総務省「国勢調査」

※2005年(平成17年)までは、「~歳未満親族のいる一般世帯」のうち「親族世帯」の数を「一般世帯」の数で割った値。2010年(平成22年)以降は、「~歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数を「一般世帯」の数で割った値。

③ 子どものいる核家族世帯の数と割合

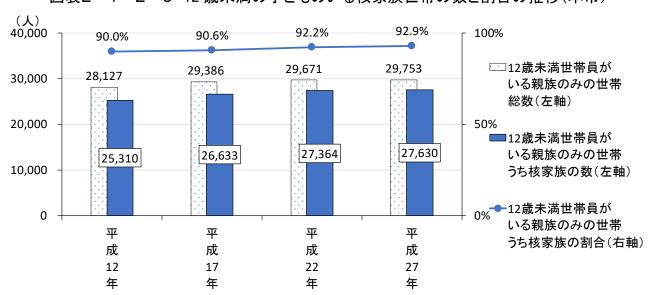
子どものいる核家族世帯は、子どもの年齢が6歳未満・12歳未満のどちらの区分でも、 世帯数が増加しています。また、親族のみの世帯の総数に占める割合が上昇し、2015年 (平成27年)時点で6歳未満の子どもがいる世帯では93.9%、12歳未満の子どもがいる世帯では92.9%となっています。



図表2-1-2-4 6歳未満の子どものいる核家族世帯の数と割合の推移(本市)

資料:総務省「国勢調査」

※2005年(平成 17年)までは、「6歳未満の親族のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「6歳未満の親族のいる一般世帯」の「親族世帯」の数で割った値。2010年(平成 22年)以降は、「6歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「6歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数で割った値。



図表2-1-2-5 12歳未満の子どものいる核家族世帯の数と割合の推移(本市)

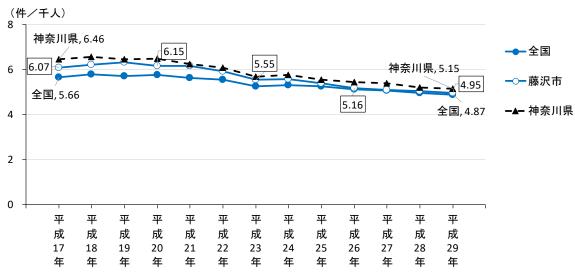
資料:総務省「国勢調査」

※2005年(平成 17年)までは、「12歳未満の親族のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「12歳未満の親族のいる一般世帯」の「親族世帯」の数で割った値。2010年(平成 22年)以降は、「12歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「核家族世帯」の数を「12歳未満世帯員のいる一般世帯」のうち「親族のみの世帯」の数で割った値。

(3) 婚姻の状況

① 婚姻率の推移

本市の婚姻率(人口千人当たり件数)は、全国や神奈川県と同様に低下傾向にあります。

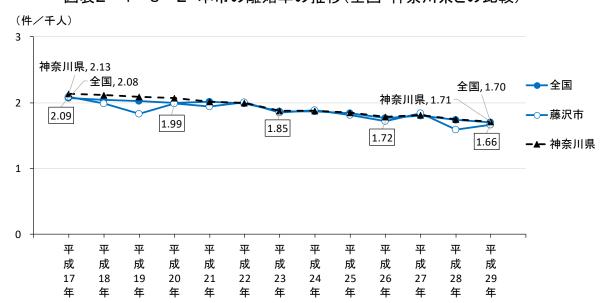


図表2-1-3-1 本市の婚姻率の推移(全国・神奈川県との比較)

資料:神奈川県衛生統計年報(各年 10 月1日時点)、総務省統計局「人口推計」、藤沢市「年齢別人口(住民基本台帳による)」、藤沢市「外国人住民の人口と世帯数」

② 離婚率の推移

本市の離婚率(人口千人当たり件数)の推移をみると、2005年(平成17年)以降は低下傾向にあります。

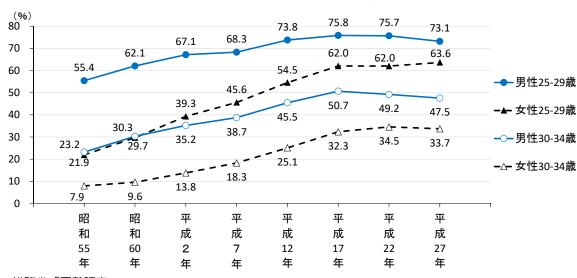


図表2-1-3-2 本市の離婚率の推移(全国・神奈川県との比較)

資料:神奈川県衛生統計年報(各年 10 月1日時点)、総務省統計局「人口推計」、藤沢市「年齢別人口(住民基本台帳による)」、藤沢市「外国人住民の人口と世帯数」

③ 未婚率の推移

本市の男性の未婚率は、2015年(平成27年)時点で30~34歳は47.5%となっており、2010年(平成22年)以降低下傾向にあります。また、女性の未婚率は、2015年(平成27年)時点で30~34歳は33.7%となっています。

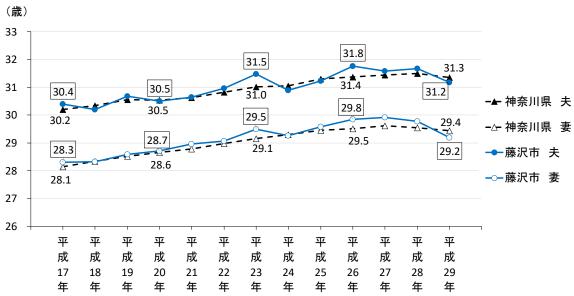


図表2-1-3-3 本市の未婚率の推移(男女別・年齢階層別)

資料:総務省「国勢調査」

④ 平均初婚年齢

本市の平均初婚年齢は、夫・妻ともに上昇傾向にあり、2017年(平成29年)では夫が31.2歳、妻が29.2歳となっています。



図表2-1-3-4 本市の平均初婚年齢の推移(神奈川県との比較)

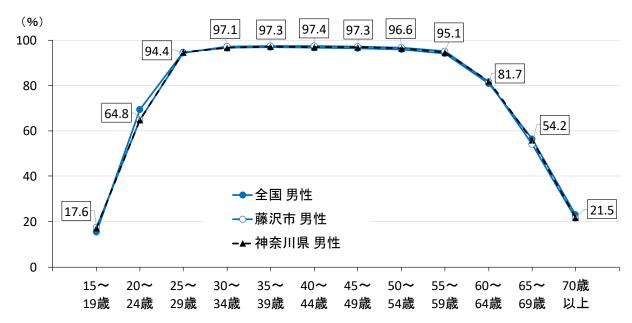
資料:神奈川県衛生統計年報

※夫の平均初婚年齢は「夫・妻とも初婚」「夫初婚妻再婚」における件数と「夫」の平均年齢、妻の平均初婚年齢は「夫・妻とも初婚」「夫再婚妻初婚」における件数と「妻」の平均年齢から算出した。

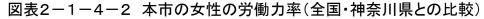
(4) 就労の状況

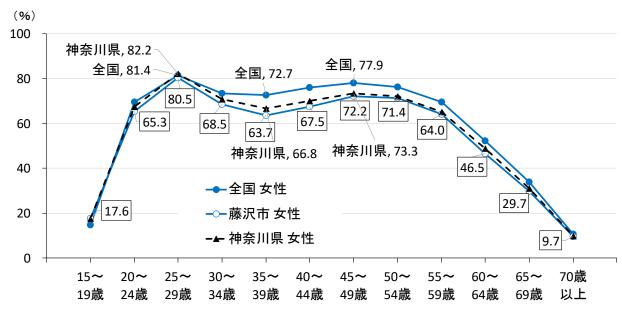
① 労働力率の推移

本市の年齢層別の労働力率をみると、男性は全国や神奈川県と同様の傾向ですが、女性は全国や神奈川県よりも低くなっています。また、労働力率が最も低い年齢層、いわゆる「M 字カーブ」の底は35~39歳で、63.7%となっています。



図表2-1-4-1 本市の男性の労働力率(全国・神奈川県との比較)



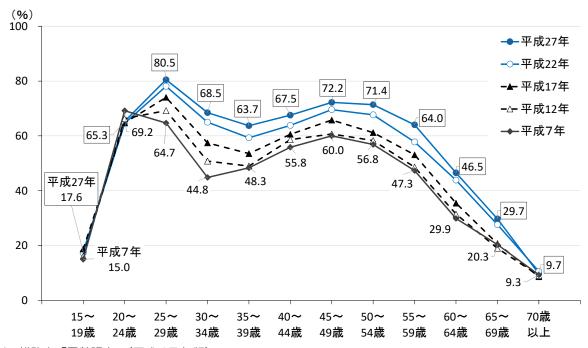


資料:総務省「国勢調査」(平成27年版)

※労働力率は、「労働力人口」と「非労働力人口」の合計に占める、「労働力人口」の割合として算出しており、「労働力 状態不詳」は含めていない。なお、「労働力人口」は「就業者」と「完全失業者」の合計である。

② 女性の年齢層別労働力率の推移

本市の女性の年齢層別労働力率の推移をみると、1995年(平成7年)から2015年(平成27年)にかけて、25歳以上のすべての年齢層において労働力率が上昇しています。また、「M字カーブ」の底に当たる年齢層は、1995年(平成7年)時点では30~34歳でしたが、2015年(平成27年)時点では35~39歳となっています。



図表2-1-4-3 本市の女性の年齢層別労働力率

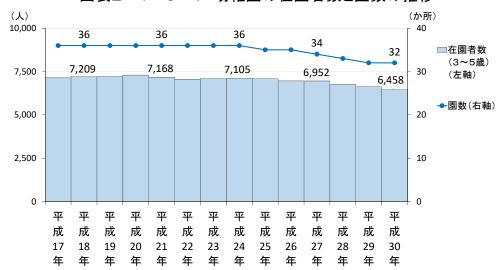
資料:総務省「国勢調査」(平成27年版)

※労働力率は、「労働力人口」と「非労働力人口」の合計に占める、「労働力人口」の割合として算出しており、「労働力 状態不詳」は含めていない。なお、「労働力人口」は「就業者」と「完全失業者」の合計である。

(5) 就学前児童の状況

① 幼稚園の在園者数と園数の推移

本市の幼稚園在園者数の推移をみると、減少傾向にあり、2018年(平成30年)時点で6,458人となっています。また、本市の幼稚園の数は、2018年(平成30年)時点で32園となっており、減少傾向にあります。

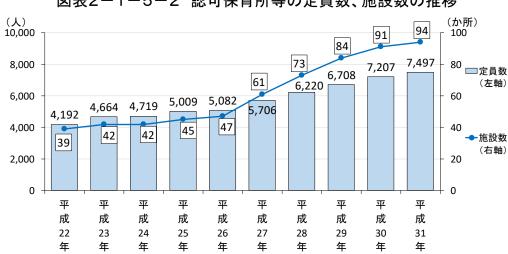


図表2-1-5-1 幼稚園の在園者数と園数の推移

資料:神奈川県学校基本統計(学校基本調査報告書)(各年5月1日時点)

② 認可保育所等の定員数、施設数、待機児童数の推移

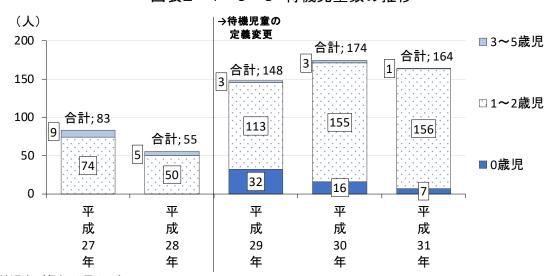
認可保育所等の定員数と施設数は増加傾向にあり、2019年(平成31年)時点で定員数は7,497人、施設数は94か所となっています。他方、待機児童数については、2019年(平成31年)時点で164人となっています。



図表2-1-5-2 認可保育所等の定員数、施設数の推移

資料:藤沢市(各年4月1日)

※認可保育所等には、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業が含まれる。



図表2-1-5-3 待機児童数の推移

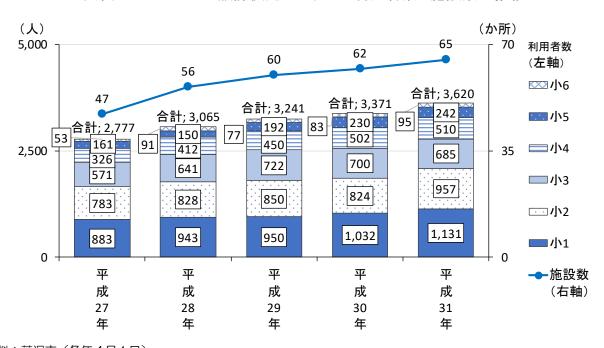
資料:藤沢市(各年4月1日)

※国が定める「保育所等利用待機児童数調査要領」の改正により待機児童の定義を変更している。

(6) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの利用者数、施設数の推移

放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、2015年(平成27年)から2019年(平成31年)にかけて843人増えています。利用者数は低学年の方が多く、5年間の増加幅も大きいですが、高学年でも増加しています。施設数も増加傾向にあり、2019年(平成31年)は65か所となっています。



図表2-1-6-1 放課後児童クラブの利用者数と施設数の推移

資料:藤沢市(各年4月1日)

2. 子ども・子育てに関するニーズ調査

(1) 調査の実施

計画策定にあたって、子育て支援に関する利用状況や利用意向を把握するとともに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するため、就学前児童のいる世帯を対象に「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査」、5歳児及び小学生のいる世帯を対象に「藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査」(以下「ニーズ調査」という。)を実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

	藤沢市子ども・子育て支援に関する	藤沢市放課後児童クラブに関する	
	利用希望把握調査	利用希望把握調査	
調査対象	市内在住の就学前児童(O~4歳	市内在住の5歳児及び小学生(1~	
	児) のいる世帯 (6,000 世帯)	5年生)のいる世帯(6,000 世帯)	
対象者抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	住民基本台帳から無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収	
調査期間	2019年(令和元年)5月8日(水)	2019年(令和元年)5月8日(水)	
	~5月27日(月)	~5月27日(月)	
回収状況	3,171 件(回収率 52.9%)	2,920件(回収率 48.7%)	

図表2-2-1-1 ニーズ調査の実施概要

(注意点)

- ニーズ調査の結果を掲載するにあたり、参考情報として 2013 年(平成 25 年)に実施した類似の調査の結果も併記していますが、同類似調査は、市内在住の○~5歳児のいる世帯及び小学生(1~4年生)のいる世帯を対象にしているため、厳密には比較ができません。
- ニーズ調査の結果を示す際の表記として、特に断りがないかぎり「就学前児童」は「○ ~4歳児」、「小学生」は「5歳児及び小学1~5年生」を指すこととします。
- ニーズ調査の結果における表記については次のとおりです。

「令和元年調査」もしくは「2019年(令和元年)調査」:

「藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査 放課後児童クラブに関する利用 希望把握調査 結果報告書」(2019年(令和元年)9月)

「平成25年調査」もしくは「2013年(平成25年)調査」:

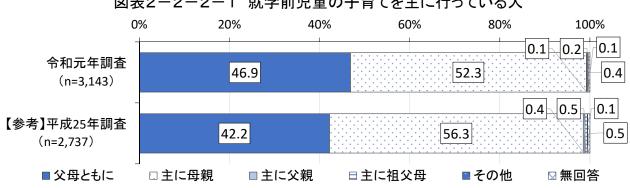
「藤沢市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」(2014年(平成26年)3月)

(2) 現状の分析

① 子どもと家族の状況

(ア) 就学前児童の子育てを主に行っている人

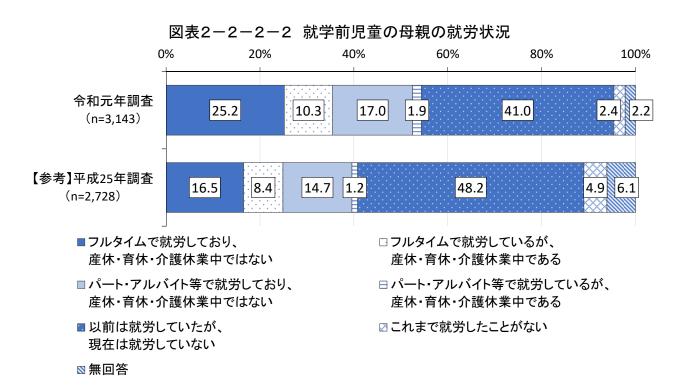
子育て(身の回りの世話や教育などを含む)を主に行っている人は、「父母ともに」が 46.9%で、「主に母親」は52.3%となっています。



図表2-2-2-1 就学前児童の子育てを主に行っている人

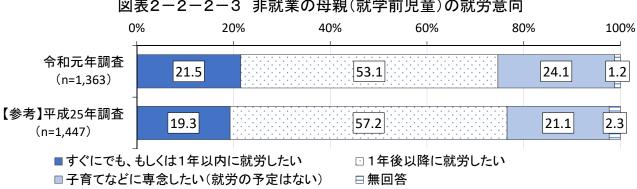
(イ) 就学前児童の母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、産休・育休・介護休業中を含めたフルタイムまたはパ ートタイムで就労している割合が 54.4%、就労していない割合が 43.4%となっていま す。

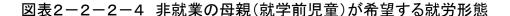


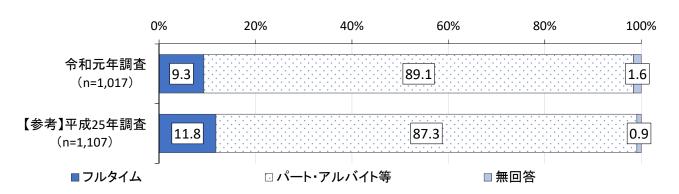
(ウ) 就学前児童の母親の就労意向

就学前児童の非就業の母親について、74.6%が就労意向を持っています。うち、就労時 期の希望が「1年以内」であるのは21.5%です。また、希望する就労形態は「パート・ア ルバイト等」が約9割となっています。「1年後以降に就労したい」人の希望就労時期は 「一番下の子どもが6歳以上」が43.7%となっています。

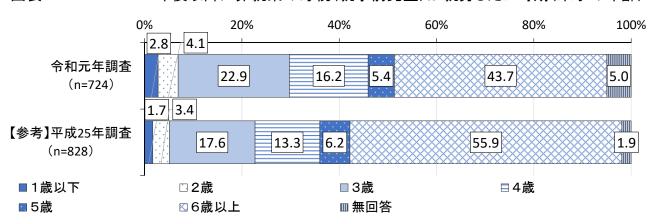


図表2-2-2-3 非就業の母親(就学前児童)の就労意向



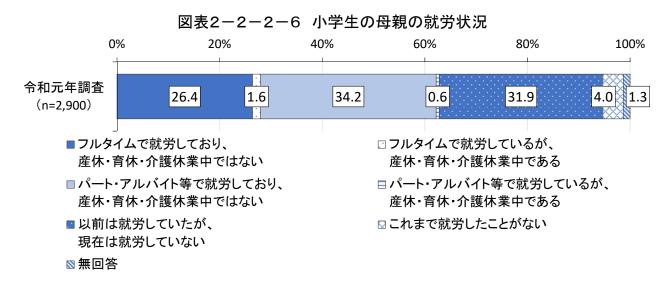


図表2-2-2-5 1年後以降に非就業の母親(就学前児童)が就労したい時期(末子の年齢)



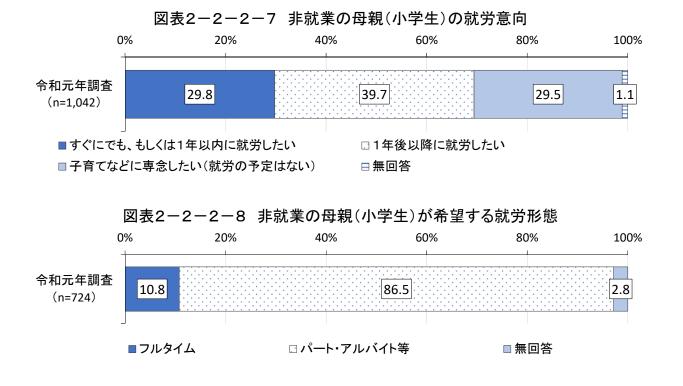
(工) 小学生の母親の就労状況

小学生の母親の就労状況は、フルタイム(産休・育休・介護休業中を含む)が28.0%、パートタイム(産休・育休・介護休業中を含む)が34.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が31.9%となっています。



(オ) 小学生の母親の就労意向

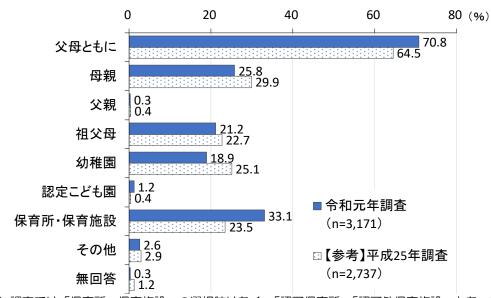
小学生の非就業の母親について、就労を希望しているのは約7割で、そのうち約9割が「パート・アルバイト等」を望んでいます。また、「子育てなどに専念したい(就労の予定はない)」という回答も約3割となっています。



② 子どもの育ちをめぐる環境

(ア) 子育てに日常的に関わっている人

子育て(身の回りの世話や教育などを含む)に日常的に関わっているのは、「父母ともに」 が 70.8%で最も多く、次いで「保育所・保育施設」が 33.1%となっています。 それ以外 では「母親」「祖父母」「幼稚園」の回答割合が比較的高くなっています。

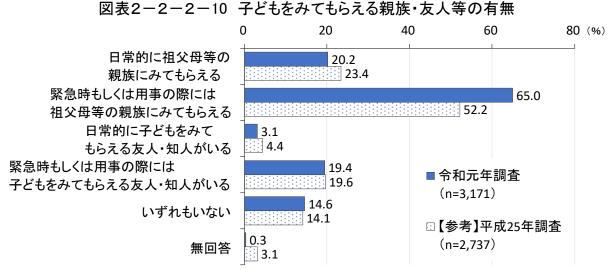


図表2-2-2-9 子育てに日常的に関わっている人

※2013年(平成25年)調査では「保育所・保育施設」の選択肢はなく、「認可保育所」「認可外保育施設」となって いたため、図表中ではこれらを合計した。

(イ) 子どもをみてもらえる親族・友人等の有無

子どもをみてもらえる親族・友人等の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖 父母等の親族にみてもらえる」の回答割合が65.0%で最も高くなっています。また、「い ずれもいない」という回答は14.6%となっています。



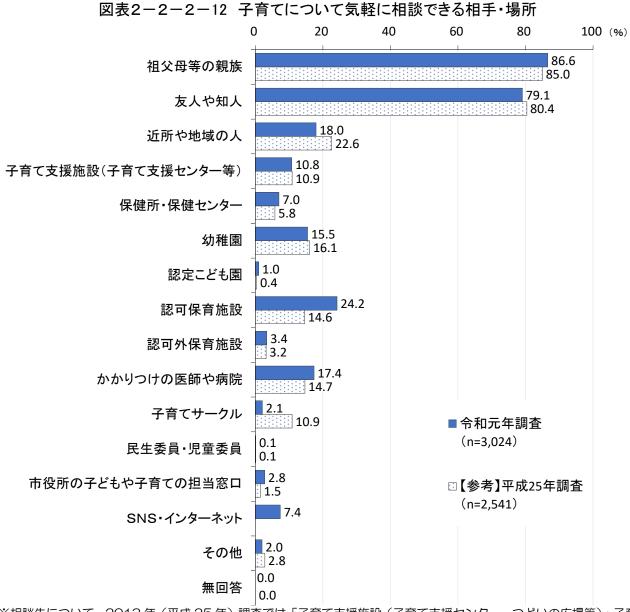
(ウ) 子育てをする上で気軽に相談できる相手・場所

子育て(教育を含む)について気軽に相談できる相手・場所について、「いる/ある」は 95.4%、「いない/ない」は 4.4%となっています。

相談先としては、「祖父母等の親族」が約9割で最も高く、次いで「友人や知人」が約8割となっています。また、「近所や地域の人」の回答割合は18.0%、「認可保育施設」の回答割合は24.2%となっています。

図表2-2-2-11 子育てについて気軽に相談できる相手・場所の有無 0% 20% 40% 60% 80% 100% 令和元年調査 4.4 0.3 95.4 (n=3,171) 【参考】平成25年調査 5.6 1.6 92.8 (n=2,737) □ いない/ない ■無回答 ■いる/ある

26

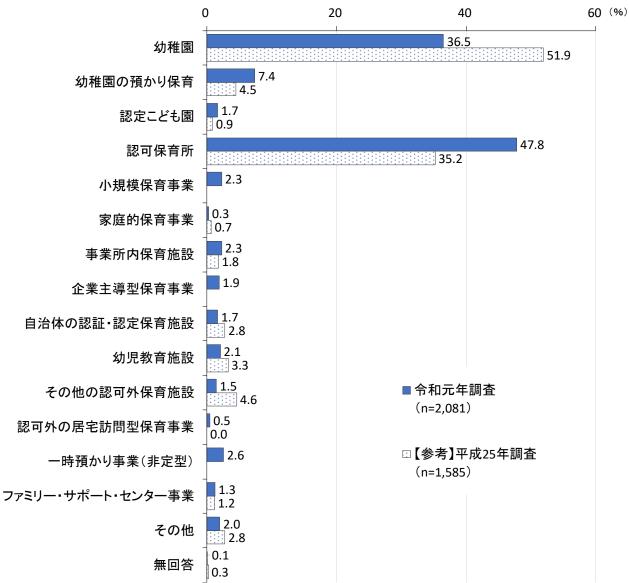


※相談先について、2013年(平成25年)調査では「子育て支援施設(子育て支援センター、つどいの広場等)・子育 てサークル」という選択肢であったため、図表中では関連する各項目において数値を再掲している。 ※2013年(平成25年)調査では「SNS・インターネット」の選択肢はなかった。

③ 教育・保育事業の利用状況

(ア) 定期的な教育・保育事業の利用

平日に定期的に子どもが利用している教育・保育事業は、「認可保育所」の回答割合が47.8%で最も高く、次いで「幼稚園」が36.5%となっています。それ以外では、「幼稚園の預かり保育」の回答割合が比較的高くなっています。

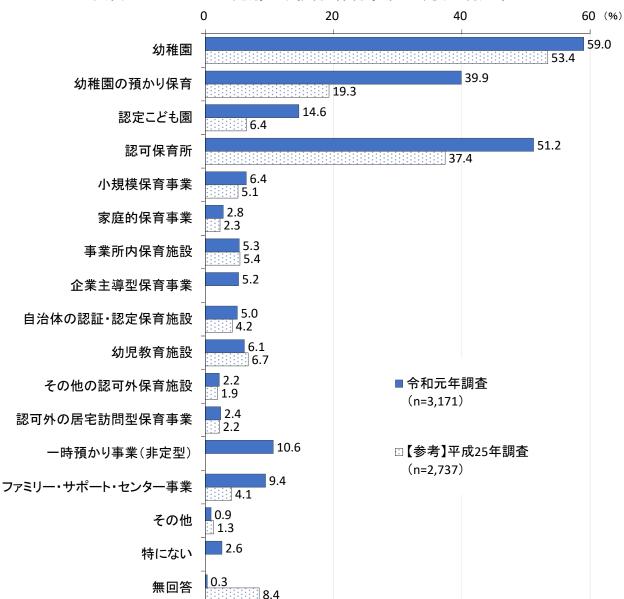


図表2-2-2-13 定期的な教育・保育事業の利用状況

※2013年(平成25年)調査では「小規模保育事業」「企業主導型保育事業」「一時預かり事業(非定型)」の選択肢はなかった。また、「認可外の居宅訪問型保育事業」については2013年(平成25年)調査では「居宅訪問型保育」という選択肢の結果を掲載している。

(イ) 定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

教育・保育事業の今後の利用希望について、「幼稚園」が59.0%、「認可保育所」が51.2%、「幼稚園の預かり保育」が39.9%となっています。

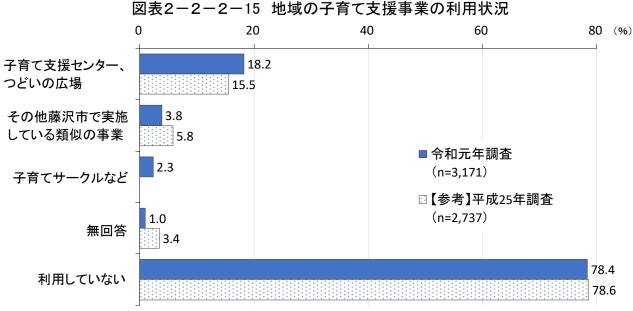


図表2-2-2-14 定期的な教育・保育事業の今後の利用希望

※2013年(平成25年)調査では「企業主導型保育事業」「一時預かり事業(非定型)」「特にない」の選択肢はなかった。また、「認可外の居宅訪問型保育事業」については2013年(平成25年)調査では「居宅訪問型保育」という選択肢の結果を掲載している。

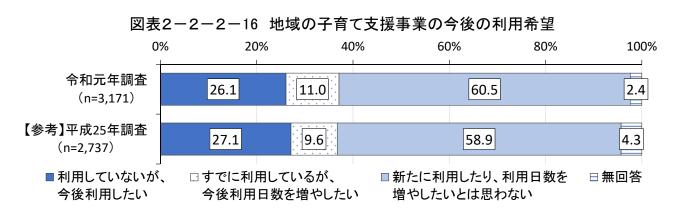
(ウ) 地域子育て支援事業の利用状況・利用希望

地域子育て支援事業の利用状況をみると、「子育て支援センター、つどいの広場」は18.2%となっていますが、「利用していない」という回答は78.4%となっています。今後の利用希望について尋ねた結果をみても、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」という回答の割合は60.5%となっています。



※2013年(平成25年)調査では「子育てサークル」の選択肢はなかった。

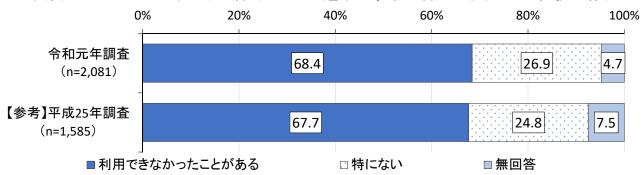
※2019年(令和元年)調査の利用状況について、「利用している」「利用していない」のどちらかを尋ねたうえで、「利用している」場合には具体的な事業名も尋ねる設問の集計結果を載せているため、「無回答」にはそもそも利用しているかどうか無回答の場合(0.6%)と、利用はしているが事業名が無回答の場合(0.4%)の両者が含まれている。



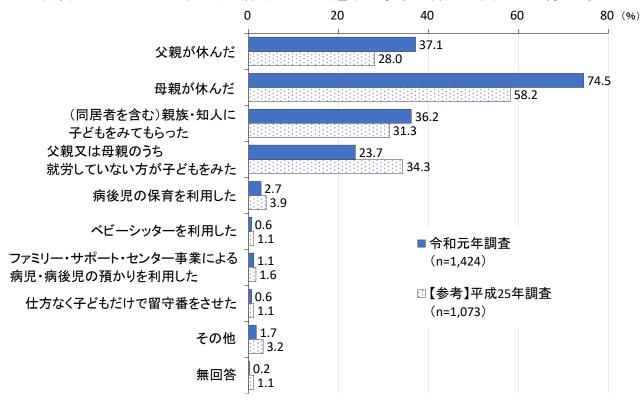
(工) 病気の際の対応

子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験について、約7割が「利用できなかったことがある」と回答しています。そのときの対処方法は「母親が休んだ」が74.5%で回答割合が最も高く、次いで「父親が休んだ」「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の回答割合が高くなっています。「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の回答割合も比較的高くなっています。

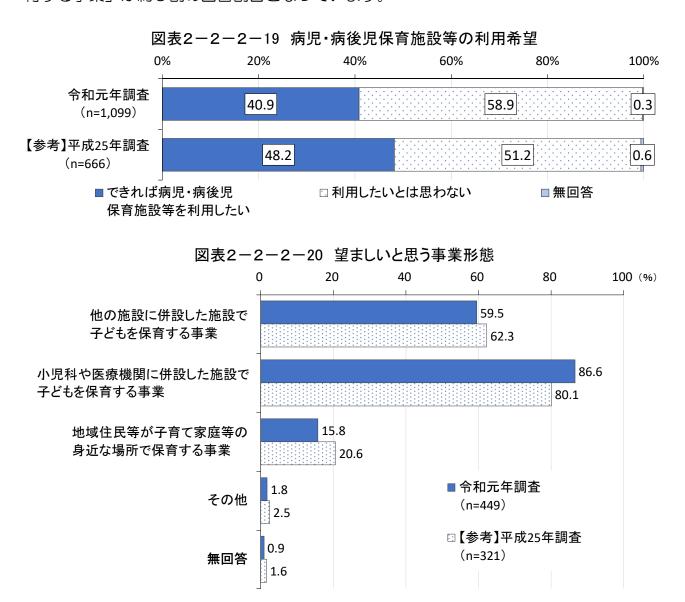
図表2-2-2-17 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験の有無



図表2-2-2-18 子どもの病気やケガで通常の事業が利用できなかった際の対応

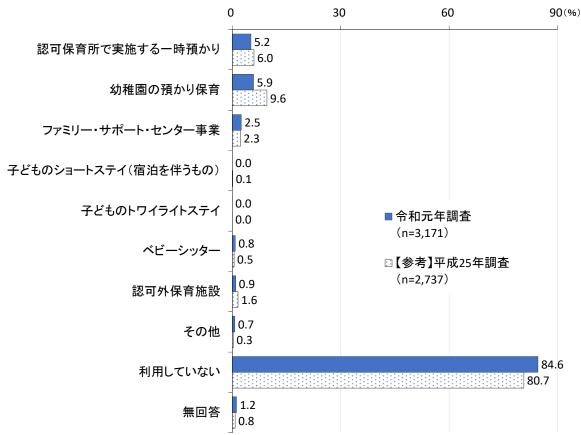


父親や母親が休んで対応した人の病児・病後児保育施設等の利用希望は約4割となっています。また、希望の事業形態としては「小児科や医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業」が約9割の回答割合となっています。



(オ) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

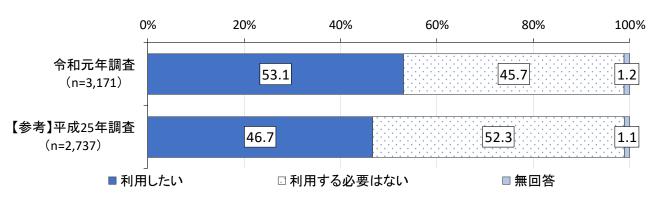
不定期の教育・保育事業の利用状況は、「幼稚園の預かり保育」が5.9%、「認可保育所で実施する一時預かり」が5.2%となっています。今後の利用希望は53.1%が「利用したい」と回答しています。



図表2-2-2-21 不定期の教育・保育事業の利用状況

※利用状況について、2019 年(令和元年)調査は「認可保育所で実施する一時預かり」から「その他」の選択肢が複数回答。2013 年(平成 25 年)調査は「認可保育所で実施する一時預かり」から「利用していない」の選択肢が複数回答で、「認可保育所で実施する一時預かり」の選択肢はなく、単に「一時預かり」という選択肢であった。上図においては「一時預かり」の回答割合を「認可保育所で実施する一時預かり」の箇所で記載している。

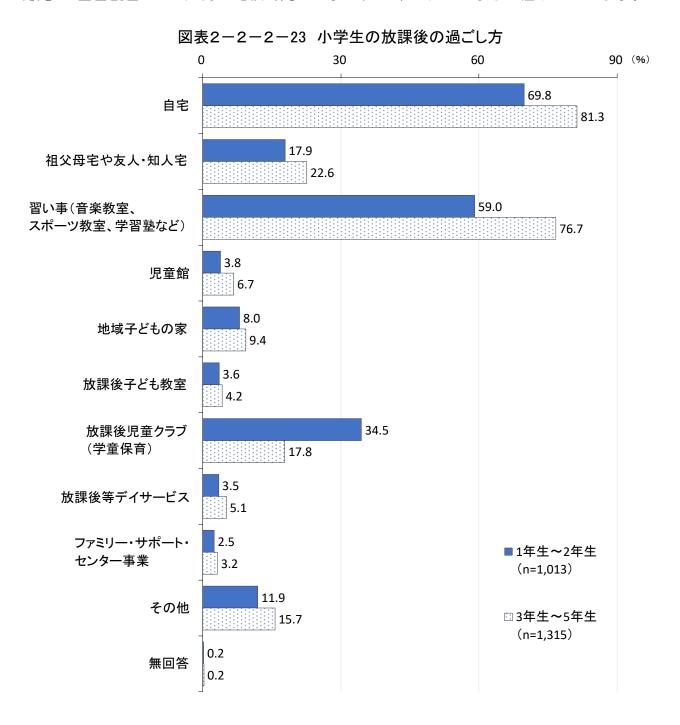
※2019 年(令和元年)調査の利用状況について、「利用している」「利用していない」のどちらかを尋ねたうえで、「利用している」場合には具体的な事業名も尋ねる設問の集計結果を載せているため、「無回答」にはそもそも利用しているかどうか無回答の場合(0.9%)と、利用はしているが事業名が無回答の場合(0.3%)の両者が含まれている。



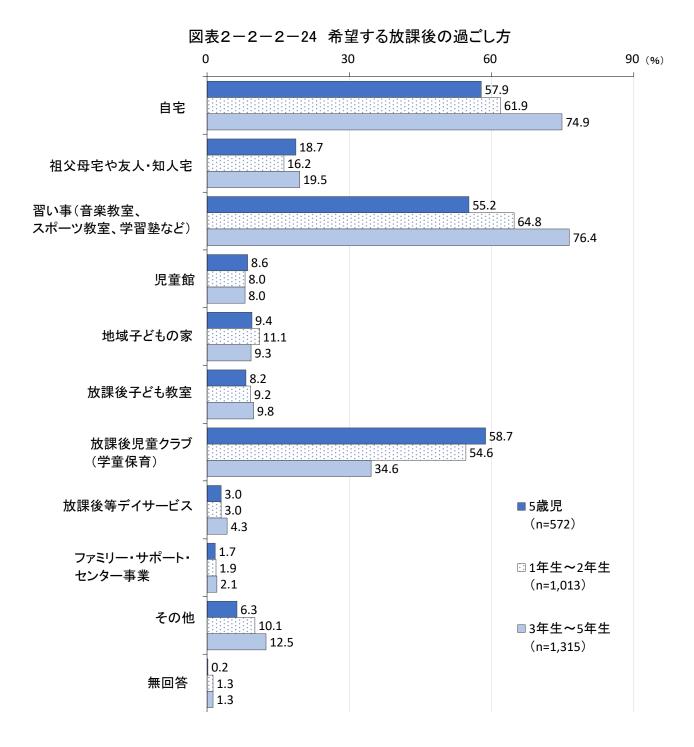
図表2-2-2-22 不定期の教育・保育事業の今後の利用希望

(力) 放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方は、「自宅」が約7~8割で回答割合が最も高く、次いで「習い事」の回答割合が高くなっています。1~2年生のうちは「放課後児童クラブ(学童保育)」の回答割合が34.5%と比較的高いですが、3年生以上になると低下しています。



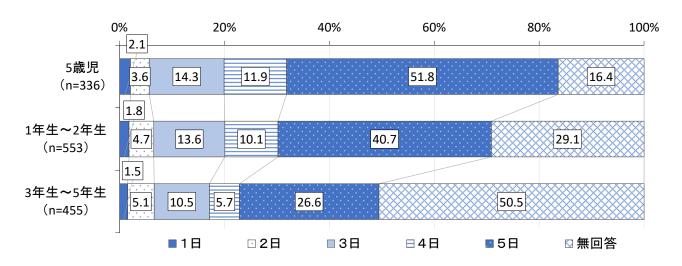
来年度に放課後をどのように過ごさせたいかについては、「自宅」や「習い事」の回答割合が高いのは現在の過ごし方と同様ですが、「放課後児童クラブ(学童保育)」の回答割合が5歳児では58.7%、1~2年生では54.6%、3~5年生では34.6%となっています。



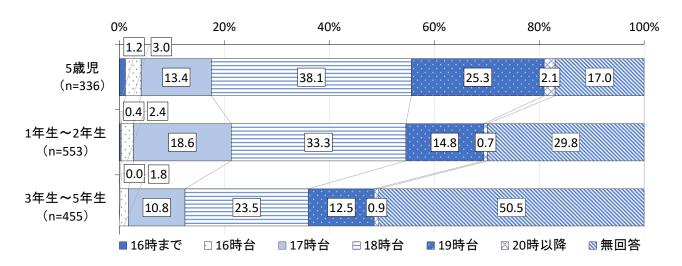
また、放課後児童クラブを利用したい人が週当たりで利用したい日数は、5歳児では半数以上が「5日」と回答しており、1~2年生でも 40.7%が「5日」と回答していました。

何時までの利用を希望するかを尋ねた結果をみると、「18 時台」が5歳児では38.1%、 1~2年生では33.3%となっています。

図表2-2-2-25 放課後児童クラブ利用希望者が望む週当たり利用日数



図表2-2-2-26 放課後児童クラブ利用希望者が望む利用終了時間

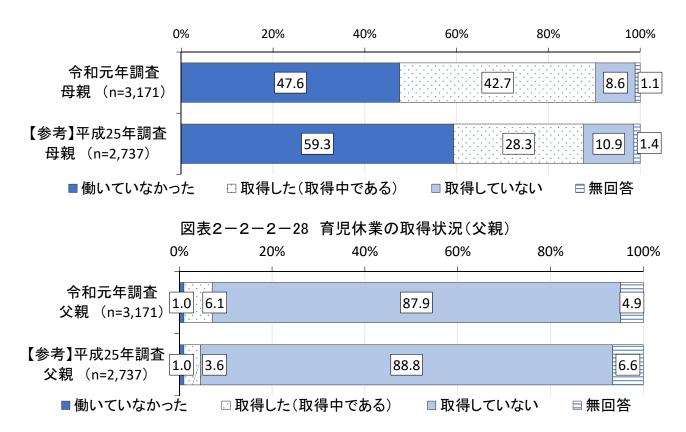


④ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

(ア) 育児休業の取得の有無

育児休業を「取得した(取得中である)」の回答割合は、母親が42.7%、父親が6.1%となっています。

図表2-2-2-27 育児休業の取得状況(母親)



育児休業を取得していない理由として回答が多かったのは、母親は「子育てや家事に専 念するため退職した」や「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」、 父親は「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減とな り、経済的に苦しくなる」となっています。

(%) 10 20 30 40 50 13.6 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった 35.9 12.1 仕事が忙しかった 42.4 6.3 (産休後に)仕事に早く復帰したかった 0.3 14.3 仕事に戻るのが難しそうだった 4.7 昇給・昇格などが遅れそうだった 10.4 8.5 収入減となり、経済的に苦しくなる 3.3 保育施設などに預けることができた 1.1 0.4 配偶者が育児休業制度を利用した 29.5 配偶者が無職、祖父母等の親族に 4.4 みてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった 31.7 38.2 子育てや家事に専念するため退職した 0.1 職場に育児休業の制度がなかった 21.0 (就業規則に定めがなかった) 11.4 有期雇用のため 12.1 育児休業の取得要件を満たさなかった 0.3 ■母親(n=272) 1.1 育児休業を取得できることを知らなかった 1.9 □ 父親(n=2,788) 産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を 2.2 取得できることを知らず、退職した 0.0 20.6 その他 5.6 4.8 無回答 9.1

図表2-2-2-29 育児休業を取得しなかった理由

3. 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価と課題

「社会全体で子ども・子育てを支援する」という新しい支え合いの仕組として、2012年(平成24年)8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が2015年(平成27年)4月に施行されました。

これを受けて、本市では2015年(平成27年)3月に第1期計画を策定しました。

(1) 子ども・子育て支援施策の展開

第1期計画においては、7つの基本目標を掲げ、様々な事業を実施しました。各基本目標における施策の取組状況は次のとおりです。

基本目標1 子育て支援の充実

すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援 サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくり を進めてきました。

これまでも、少子高齢化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加等により、子どもを産み育てる環境が大きく変化していることから、今後も多様なニーズに対応する柔軟性に富み、かつ当事者の視点に立った事業展開をする必要があります。

基本目標2 親子の健康の確保及び増進

妊婦に対する健康診査をはじめ、乳幼児健康診査、母子保健に関する知識の普及、保健 指導等、妊娠前から妊娠〜出産〜産後に至るまでの各段階に応じた母子保健施策を進めて きました。

また、子どもが必要とする適切な医療をより受けやすくするため、小児医療費助成の対象年齢を中学校卒業までへと拡大しました。

核家族化等により、妊娠や出産の不安や悩みについて、身近に相談相手がいないなど孤立した家庭が増加傾向にあり、妊娠期からの切れ目ない母子保健対策として、子育てに関する不安や課題の早期発見及び継続した支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、小児医療費助成制度をはじめとした医療費助成を維持・継続して、必要な医療が必要な時に受けられる制度の充実を図る必要があります。

基本目標3 豊かな心を育む教育環境の整備

子どもたちが発達段階に応じて個性や「生きる力」を伸長できるよう、特色ある学校教育の推進や安全・安心な教育環境づくりに取り組むとともに、社会性を育む交流や活動の機会の提供に努めてきました。

核家族化により減退が懸念される家庭での養育力を補うために、次代の担い手である子 どもたちの健全な育成を引き続き地域全体で見守り、支えていく必要があります。

基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備

子どもを安心して健やかに育むために、安心して遊べる公園や安全に歩行できる歩道の確保など、子どもや子育て家庭の視点に立った、子育てを支援する生活環境の整備を進めてきました。

子育て家庭が地域においてより快適な生活を営むことができるよう、「子育てバリアフリー」の観点から、安全・安心なまちづくりをより一層推進する必要があります。

基本目標5 仕事と家庭との両立の推進

市民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働きながら、子育てや地域の中での活動の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるように、男女平等の意識やワーク・ライフ・バランスの考え方を市民や事業所など広く地域社会に浸透させることで、働きやすい、子育てしやすい環境づくりを進めてきました。

仕事と生活の調和の実現に向け、地域の実情に応じた支援施策を着実に進める必要があります。

基本目標6 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

すべての子どもが心身ともに健やかに育つことを目的に、児童虐待に起因する様々な状況にある子育て家庭、ひとり親家庭、また、障がいのある子どもを有する家庭等を対象とした相談支援体制の充実や関係機関との連携強化など、支援を必要とする子ども・子育て家庭への取組を進めてきました。

すべての子どもの最善の利益の実現に向け、特に困難を抱える子ども・子育て家庭に対する切れ目ない包摂的な支援に社会全体で取り組む体制や仕組を構築し、関係機関等との連携を強化する必要があります。

基本目標7 若者の自立支援の充実

ニート、引きこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者の自立支援に対する取組として、キャリア教育の推進、職業能力開発・就業支援の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の充実を図り、包括的な支援を進めてきました。

困難を有する子ども・若者やその家族のおかれた状況に応じたきめ細やかな支援や相談 の充実を図る必要があります。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するために、子ども・子育て支援法に基づいて国が定めた基本的な指針に則し、第1期計画において「各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」「各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」を定めました。

各事業の取組状況は次のとおりです。

① 教育・保育の量の見込みと確保方策

認定こども園(教育利用)及び幼稚園

市内の認定こども園や幼稚園のほか、市が幼稚園に準じる施設として認定した幼児教育施設において、教育需要への対応を図ってきました。

また、2017年度(平成29年度)に幼稚園1園が認定こども園へ移行した際には、市が神奈川県との調整や幼稚園への情報提供等の支援を行うなど、教育と保育を一体的に提供する体制づくりを進めてきました。

認定こども園(保育利用)及び認可保育所、地域型保育

保育需要の高い地域を中心に、公募による認可保育所(分園を含む)と小規模保育事業の新設や認可外保育施設の認可化移行支援、分園の本園化及び再整備に伴う定員増など、様々な手法により定員拡大を図り、2017年度(平成29年度)末には第1期計画策定当初の目標を上回る保育の受け皿を確保しました。しかしながら、保育所等利用申込者数は年々増加を続け、依然として待機児童が生じている状況から、2017年度(平成29年度)に中間見直しを行いました。

中間見直しでは、保育所等利用申込者数の過去2か年の伸び率を踏まえて量の見込みを 見直しました。また確保方策は認可保育所の公募を中心に据え、募集園数は直近の入所申 込状況を踏まえて決定することとし、引き続き取組を進めた結果、2019年(平成31年) 4月時点で計画開始時より34施設・1,791人の定員拡大を行いましたが、計画期間内に 待機児童解消には至りませんでした。

今後も引き続き、保育の受け皿確保に向けた取組を推進する必要があります。

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

利用者支援事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用における支援を行うため、保育課に保育コンシェルジュを配置し、保育サービスに関する相談や情報提供、子育て支援センターでの出張相談を実施してきました。また子ども健康課では、産前・産後の相談支援等の充実を図ってきました。

今後も引き続き、相談や情報提供を行うとともに、保護者に寄り添う支援として、適切な支援につなぎ、ニーズに応じることができる事業の充実を図っていく必要があります。

時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の保育ニーズに対応するため、これまでも認可保育所において時間外保育事業 (延長保育事業)を実施してきた中で、新たに設置された認可保育所・小規模保育事業に おいても実施を促すことにより、すべての認可保育所等において実施しています。

今後も多様化する保護者の就労形態等へ対応するため、地域の実情や利用状況を踏まえ、 引き続き、時間外保育事業(延長保育事業)の充実に取り組む必要があります。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童クラブを利用する対象児童の範囲が拡大されたことや女性の社会進出、共働き世帯の増加による放課後児童クラブの需要の高まりに伴い、放課後児童クラブの整備を進めてきました。

2015年(平成27年)3月に策定した5か年計画である藤沢市放課後児童クラブ整備計画での整備目標78クラブに対して、2020年(令和2年)3月時点での整備数は69クラブに留まり、目標としていたクラブ数の整備を達成することはできず、待機児童解消には至りませんでした。

安全・安心で良好な放課後の生活の場を提供するために、今後も放課後児童クラブの整備を引き続き推進していきます。

子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

本事業は、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、実施施設において養育を行う事業です。

第1期計画期間において登録児童数は約1.5倍に増加していることから、市民への周知が図られ、子育て支援に繋がっていると考えられます。

今後も引き続き有効な活用がされるよう、事業を進めていきます。

乳児家庭全戸訪問事業(藤沢市こんにちは赤ちゃん事業~ハローベビィ訪問~)

年度ごとの誤差は多少ありましたが、おおむね見込みどおりの実施結果となりました。 母子の健康確保、出産や育児に対する不安軽減、育児の孤立化や虐待の防止を図って、継続的に事業を行ってきました。

育児不安の早期発見と解決に向け、引き続き保健指導の充実を図っていきます。

養育支援訪問事業

子どもの養育について支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、保健師、保育士等による養育に関する指導・助言や、ヘルパー派遣による育児・家事の援助等を行いました。

保健師等の訪問を要する家庭やヘルパー派遣による育児・家事援助の対象となる世帯数は、年度によって増減がありますが、今後も引き続き事業を実施し、児童の安定した養育環境を確保していきます。

地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業・つどいの広場事業)

2016 年度(平成 28 年度)に子育て支援センターが3か所から4か所になり、子育で ふれあいコーナー事業も新たに1か所増え22か所実施するようになったことで、地域の 子育て支援がよりきめ細やかにできるようになりました。

子育て支援センターに子育てアドバイザー(保育士、助産師又は保健師、栄養士)を配置し、相談・助言・情報提供などを行い、2016年度(平成28年度)から担当課内に兼務保健師を配置しました。その中で妊娠期からの切れ目ない支援体制を築き、利用者のニーズに合わせた限定ひろばなど、多様な事業展開を進めてきました。

引き続き、利用者に寄り添った子育て支援の充実を図っていきます。

一時預かり事業(幼稚園が実施する預かり保育事業)

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園が行う預かり保育や一時預かり事業 (幼稚園型)の実施を支援してきましたが、事業に従事する職員(保育士・幼稚園教諭) の確保が難しいことなどが課題となっています。

2019 年(令和元年) 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化による需要の増加が見込まれることから、引き続き、幼稚園の安定的な事業の実施に向けた支援を行う必要があります。

一時預かり事業(幼稚園以外が実施する一時預かり事業)

認可保育所の整備に合わせた実施施設の整備により、第1期計画期間中に3施設増加し、 2018年度(平成30年度)には21施設となりました。

今後も引き続き、保護者の負担軽減や多様な保育ニーズへの対応を図るため、既存施設での実施のほか、地域のニーズに応じた整備を行うとともに、より効果的な事業の実施に向けた見直しを検討する必要があります。

病児保育事業(病児保育事業・病後児保育事業)

病児保育事業については、第1期計画期間中から継続して藤が岡二丁目地区再整備事業による整備を行っているほか、医療機関からの提案を受けて整備に向けた検討を進めている事業があります。

また、病後児保育事業については、これまでの法人立認可保育所3施設での実施に加え、企業主導型保育事業の事業者からの提案を受け、2019年(令和元年)10月から、新たに1施設で実施しています。

今後は、教育・保育提供区域ごとのニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえた整備に ついて、検討していきます。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業(就学児の預かり))

「まかせて会員」の増加を図るため、年3回の「まかせて会員研修会」の実施にあたり研修会場の周辺地域に地区回覧で周知を行い、多くの参加者を募りました。

引き続き広報ふじさわ、地区回覧等を利用した事業周知を図るほか、各市民センター等にチラシを配架するなど、「まかせて会員」数の更なる増加に取り組みます。

妊婦健康診査

妊娠届出数の減少を受け、妊婦健康診査の実施回数が当初の見込みを下回りましたが、 当該事業の実施により、妊娠期の健康の保持と胎児の健やかな発育が促され、安全・安心 な出産を迎えられるよう有効な健診となりました。

引き続き、妊娠期からの切れ目ない支援の充実と、支援の必要な妊婦の早期発見に向けた地域連携体制の強化を図っていきます。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や認可保育所を利用する児童の保護者が実費として負担する教材費や行事参加 費、給食費等を負担した施設に対し、国の基準に基づき助成を行うことで、保護者の経済 的な負担軽減を図ってきました。

今後も引き続き実費負担に対する助成を行うことで、低所得者を中心に保護者の経済的な負担軽減を図っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1.計画のめざす基本的な方向性

(1) 計画の将来像

本計画では、「子ども・子育て支援法」と「次世代育成支援対策推進法」の基本理念を踏まえながら、第1期計画の基本的な方向性を継承し、次のとおり本市のめざす将来像を掲げます。

未来を創る子ども・若者が健やかに成長する 子育てにやさしいまち

~だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて~

本計画を策定するにあたっては、第1期計画の基本的な方向性を継承するものの、第1期計画期間における子ども・若者、子育て家庭を取り巻く環境の変化に鑑み、行政としての責務をより明確に掲げ、果たしていく必要があります。

支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して施策を講じる「藤沢市子ども共育計画」の策定を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを地域全体で支えるまちの実現をめざすため、新たに副題として「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を設定します。

(2) 計画推進のための基本的な視点

本計画では、一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長することができる「まち」の実現のために、自助・互助・共助・公助の考え方に基づき、地域全体で子ども・若者、子育て家庭を支える社会の構築をめざし、次のとおり基本的な視点を掲げます。

① 子どもの幸せを第一に考え、最善の利益が実現されるまち

すべての子どもは、社会にとって「希望」であり、未来を創る力です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや家族の幸せにつながることはもとより、藤沢の未来を創ることにもつながることから、子どもの視点に立ち、良質かつ多様な子育て支援施策を提供することが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちと発達が保障され、「子どもの最善の利益」が実現される 社会をめざす取組を進めます。

② 安心して子どもを産み健やかに育てることができるまち

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境も変化し、身近な人からの協力を得ることが困難な状況になってきており、子育てに対する負担や不安、孤立感を抱えている場合が少なくありません。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担感等を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが必要です。

安心して子どもを産み、子どもの健やかな育ちを支援するため、行政はもとより、社会 全体が協力して子育てしやすい環境づくりを進めます。

③ 社会全体で子ども・若者を支援し、自立することができるまち

困難を抱える子ども・若者、子育て家庭が、社会的自立に向け、それぞれの未来を切り 拓くことができるように、個々に寄り添った支援をすることが重要です。

生まれ育つ環境に関わらず、すべての子ども・若者が夢や希望を持ち、豊かな人生を送っていけるように、地域や関係機関、関係団体などが連携して、共に育ち、共に育てるまちづくりを進めます。

2. 計画の基本目標

計画の将来像や基本的な視点を実現するため、次のとおり基本目標を定め、計画を推進します。

基本目標1:子育て支援の充実

基本目標2:親子の健康の確保及び増進

基本目標3:豊かな心を育む教育環境の整備

基本目標4:子育てしやすい生活環境の整備

基本目標5:仕事と家庭との両立の推進

基本目標6:だれひとり取り残さない 地域共生の推進

3. 計画の体系

施策の柱 将来像 基本的な視点 基本目標 柱1 子育て支援サービスの充実 柱2 乳幼児期の保育・教育の充実 視点1 基本目標1 柱3 子どもの居場所の充実 子どもの幸せを 子育て支援の充実 第一に考え、最 柱4 子育て支援のネットワークづくりと人材の活用 善の利益が実現 ~だれひとり取り残さない 未来を創る子ども・若者が健やかに成長する子育てにやさしいまち されるまち 柱5 経済的負担の軽減 柱1 妊産婦・乳幼児期への 切れ目ない保健対策の推進 基本目標2 柱2 「食育」の推進 親子の健康の 柱3 小児医療体制の充実 確保及び増進 柱4 学齢期・思春期における保健対策の推進 視点2 あたたかい地域共生社会の実現に向けて~ 安心して子ども 柱1 次代の親の育成 を産み健やかに 育てることがで 基本目標3 柱2 青少年の健全育成と非行防止活動の推進 きるまち 豊かな心を育む 柱3 家庭や地域における教育力の向上 教育環境の整備 柱4 学校教育等の環境の整備 基本目標4 柱1 生活・居住環境の整備 子育てしやすい 柱2 安全・安心なまちづくりの推進 生活環境の整備 基本目標5 仕事と家庭との 柱1 仕事と子育てとの両立支援の推進 視点3 両立の推進 社会全体で子ど も・若者を支援 基本目標6 し、自立するこ 藤沢市子ども共育計画の中で、6つの基本的 だれひとり取り残 とができるまち さない な視点と方針に基づいて事業を実施します。 地域共生の推進

主な施策の展開

- ●子育て支援センター事業の充実 ●つどいの広場事業の充実 ●一時預かり事業の推進
- ●ファミリー・サポート・センター事業 ●子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業) など
- ●保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大 ●保育所等における児童への安全・安心な保育の提供
- ●基幹保育所を中心とした保育施設との連携や交流・支援の充実 ●幼児教育の振興 など
- ●放課後児童健全育成事業 ●放課後子ども教室推進事業 ●公民館での子ども開放事業の実施 など
- ●子育てに関する情報提供の充実 ●市民との協働による子育て支援ネットワークづくり など
- ●幼児教育・保育の無償化における保育料の負担軽減 ●小児医療費助成事業 ●各種手当の支給 など
- ●安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援(利用者支援の充実) ●乳幼児健診等の充実
- ●母子保健・育児に関する適切な情報提供 ●「育てにくさ」を感じている親への支援 など
- ●藤沢市食育推進計画の推進 ●子どもの発育・発達に応じた食育の推進
- ●乳幼児(保育所)の食育の推進 ●小・中学生の食に関する指導 など
- ●子どもに関わる医療体制の推進 ●ふじさわ安心ダイヤル 24 ●予防接種の推進 など
- ●思春期保健事業の実施
- ●幼児理解(家庭科・生活科・総合的な学習の時間) など
- ●青少年指導員育成事業 ●地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実
- ●非行防止推進活動 ●社会環境浄化活動 など
- ●乳幼児をもつ子育て家庭の交流 ●学校・家庭・地域連携協力体制推進事業 など
- ●学びを育むための指導の充実 ●学校における安全対策の充実 ●小・中学校整備事業 など
- ●市営住宅の環境整備 ●公園・広場等の拡大 ●公共施設のバリアフリー化 など
- ●交通安全啓発の推進 ●犯罪のない明るいまちづくりの推進 など
- ●男女平等意識の啓発 ●就労支援体制の充実 ●雇用環境の整備 など

4. ライフステージごとの主な取組

基本目標	妊娠期	乳幼児期	
	●子育て支援センター事業の充実 ●つどいの広場事業の充実 ●子育てふれあいコーナー事業の推進		
		●一時預かり事業の推進●ファミリー・サポート・センター事業●子育て短期支援事業(ショートスティ事業・トワイライトスティ事業)	
フ森で土板の充中		 ●保育コンシェルジュによる相談支援の充実 ●保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大 ●延長保育事業の充実 ●休日保育事業の実施 ●病児・病後児保育事業の推進 ●届出保育施設への支援 ●幼児教育の振興 ●幼稚園に対ける預かり保育の推進 ●幼稚園に対する認定こども園への移行支援 	
子育て支援の充実 	●子育てに関する情報提供の充実 ●市民との協働に	よる子育て支援ネットワークづくり	
		●公民館での子育て支援・親子の交流事業の実施 ●プックスタート事業	
		●地域でのおはなし会の開催	
	●特定不妊治療費助成事業等の実施	●幼児教育・保育の無償化における保育料の負担軽減●藤沢型認定保育施設利用者への助成●幼児教育施設利用者への助成	
		●小児医療費助成事業 ●児童手当など各種手当の支給	
	●安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援(利用・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査の実施 ・こ		
	●母子保健・育児に関する適切な情報提供 ・父子手帳の配布 ・両親学級の充実 ・赤ちゃん教	室の実施 ・ 育児相談の充実	
		●乳幼児健診等の充実	
加フの歴史の	●母子歯科保健の充実		
親子の健康の 確保及び増進	●藤沢市食育推進計画「生涯健康!ふじさわ食育プラン」の推進 ●子どもの発育・発達に応じた食育の推進		
	●ふじさわ安心ダイヤル24		
		●子どもに関わる医療体制の推進 ●予防接種の推進	
		●慢性疾患や障がい等により、長期療養や在宅医療が必要な児 及び保護者への支援	
		●「育てにくさ」を感じている親への支援	
		●乳幼児をもつ子育で家庭の交流(保育園での地域交流・ 園庭開放・保育体験等による親同士の学びあい)	
****		●公民館事業の充実	
豊かな心を育む 教育環境の整備			
		●市営住宅の環境整備(ひとり親世帯・子育て期にある多子世帯への優遇)	
子育てしやすい 生活環境の整備		●犯罪のない明るいまちづくりの推進 ●交通安全啓発の推進	
		●公共施設のパリアフリー化 ●公園・広場等の拡大	
	●男女平等意識の啓発 ●就労支援体制の充実 ●働	きやすい環境づくりに向けた啓発	
仕事と家庭との 両立の推進		(再掲)●保育所等の計画的な整備や受入児童数の拡大 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトスティ事業)	

小•中学生	青年期(~39歳)
● 放課後児童健全育成事業 ● 放課後子ども教室推進事業	
●公民館での子ども開放事業の実施 ●学校体育施設開放の充実	
●要保護準要保護児童生徒援助事業	
●乳幼児(保育所)の食育の推進 ●小・中学生の食に関する指導 	
●思春期保健事業の実施	
●幼児理解(家庭科・生活科・総合的な学習の時間などでの実践的・体験的な学習)	
●青少年指導員育成事業●地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実●青少年団体・育成団体への活動・支援事業●非行防止推進活動●社会環境浄化	
●小学校学習支援事業 ●中学校学習支援事業	
●ICTを活用した学習環境の整備	
●通学路の指定及び安全の確保	

~ 基本目標ごとの SDGs の位置づけ ~

本計画の基本目標を SDGs 達成に向けた取組として位置づけます。 各基本目標と特に関連が深い SDGs は次のとおりです。

基本目標1 子育て支援の充実	3 factoral 4 final 教育を
基本目標2 親子の健康の確保及び増進	3 †∧ての人に 使康と福祉を — へん へ へ へ へ へ へ へ へ へ へ へ へ へ へ へ へ へ
基本目標3 豊かな心を育む教育環境の整備	4 対の高い教育を みんなに
基本目標4 子育てしやすい生活環境の整備	11 住み続けられる まちづくりを
基本目標5 仕事と家庭との両立の推進	5 ジェンダー平等を 実現しよう
基本目標6 だれひとり取り残さない 地域共生の推進	1 対阻を なくそう 2 対策を せいに

※SDGsの概要は、4ページを参照。

第4章子ども・子育で支援施策の展開

基本目標1:子育て支援の充実

少子高齢化や核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く 環境の変化に伴い、身近な地域で相談をしたり、協力を得ることが困難な状況におかれて おり、子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっている現状にあります。

今回実施したニーズ調査の結果をみると、妊娠中や出産後、子育てをしていて不安になったと回答した割合は約7割でした。

こうした現状から、地域の中で子どもたちを育む環境づくりを進めるとともに、家庭において、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、喜びを感じながら安心して子育てができるよう、支援していく必要があります。

また、女性の社会進出等により共働き世帯が増加しており、認可保育所の入所希望も年々増加し、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。さらに、働き方の多様化が進んでいることを受けて、延長保育や休日保育、一時預かり事業などの保育サービスを実施していますが、引き続き、多様なニーズに対応していく必要があります。

新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図ることを目的に、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等を総合的・計画的に行うこととしています。

本市では、この制度の実施主体として、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めます。

柱1 子育て支援サービスの充実

【めざす方向性】

すべての子育て家庭への支援の充実を図るため、子育て支援センターやつどいの広場等において、子育てに関する相談や親子同士の交流を実施するとともに、各地域において自主的に行われている親子のサークルなどの活動に対する支援を実施してきました。

しかし、ニーズ調査の結果をみると、利用したいというニーズの高さに反して各事業の利用状況は限定的で、利用しない理由として「知らない」という回答もあったことから、引き続き子育て情報を積極的に発信することで事業の認知度を高めるとともに、利用者にとってより身近なものにしていく必要があります。

またこうした状況から、子どもを一時的に預かる事業(認可保育所で行う一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業、ショートステイ事業)などの子育て支援事業を引き続き実施するとともに、子育て家庭のライフスタイルに応じた多様なニーズに対応するための相談・支援体制の拡充を図っていきます。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
1	子育て支援 センター事業 の充実	地域の子育て支援拠点として、妊娠期から就学前までの子育てに関する相談・情報提供・講習会の実施や子育てひろばの開催など様々な子育て支援事業を行います。	子育て全般に関する専門的 な子育て支援の拠点とし て、地域のニーズにあった 交流の場の提供や子育てに 関する相談、情報提供など 子育て家庭が地域の中で安 心して子育てができる支援 体制の構築をめざします。	子育て企画課
2	つどいの広場 事業の充実	子育てに対する不安感の軽減を図るため、主に乳幼児をもつ子育て中の親と子の交流や子育てアドバイザーによる子育て相談、地域の子育て情報の提供などを行います。	身近な地域における子育て 支援の場としてそれぞれの 地域の特徴を生かした子育 て支援を充実させます。	子育て企画課
3	子育て ふれあい コーナー事業 の推進	地域子どもの家や児童館等 において、保育士と子育て ボランティアによる子育て 中の親と子の交流、情報提 供、子育て相談を実施しま す。	遊びをとおして、気軽に相談できることで子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。	子育て企画課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
4	藤沢版つどい の広場への 支援	地域において、つどいの広場に準じて実施している子育て中の親と子の交流を促進する自主的な活動に対して支援を行います。	地域のニーズに合わせて、 子育て支援センターの子育 てアドバイザーの派遣など により、地域の子育て支援 機能の充実を図ります。	子育て企画課
5	保育コンシェ ルジュによる 相談支援の 充実	子育て家庭の個別ニーズを 把握し、教育・保育施設や 地域子ども・子育て支援事 業等の利用にあたっての相 談・情報提供などの支援を 行います。	保育コンシェルジュによる 保育サービスに関する相談 や情報提供、子育て支援センターでの出張相談を引き 続き行っていきます。ま た、保護者に寄り添う支援 として、相談者への相談後 のフォローや入所保留とな のフォローや入所保留となった児童の保護者に対する 認可保育施設入所申込状況 の確認等の業務を充実していきます。	保育課(子育て企画課)
6	一時預かり 事業の推進	保護者の就労や病気、出産 等により家庭での保育が一 時的に困難となった乳幼児 に対する一時預かり事業を 行います。	保護者の子育ての負担軽減 など多様な保育ニーズへの 対応として、引き続き一時 預かり事業を実施するとと もに、地域ニーズを踏ま え、より効果的な事業実施 に向けて、実施方法の見直 しを検討していきます。	保育課
7	ファミリー・ サポート・ センター事業	安心して子育てができるよう、〇歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営し、保護者の仕事と育児の両立等を支援します。	「まかせて会員」の割合が 低い地域に対し、回覧等の 周知活動を重点的に行うこ とにより、「まかせて会員」 の増員を図ります。	子ども家庭課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
8	子育て短期支 援事業 (ショート ステイ事業・ トワイライト ステイ事業)	子育て中の保護者が、病気 や仕事などの理由により一 時的に家庭で子どもの養育 が困難になった場合に、夜 間又は宿泊を伴う子どもの 預かりを行う、トワイライ トステイ事業やショートス テイ事業を実施します。	本事業の支援を必要としている家庭へ情報が行き届くよう、引き続き周知に努めます。	子ども家庭課
9	地域に開かれた保育園	保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区域内の保育関連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。	引き続き、子育て家庭交流 事業、小・中・高校生や高 齢者との交流事業など、地 域との交流・連携を図って いきます。 基幹保育所を中心に、地域 や関係機関との連携を深め ながら、保育体験や子育て 相談などを行っていきま す。	保育課
10	ブックスタート事業	1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけをつくります。	市民図書館・市民図書室、子育て支援センターなど各地域の様々な場を活用し、ブックスタート事業の周知を図るともに、事業前後のフォローアップととを配付します。職員とボランティアの交流会・研修会の内容や機会の充実に取り組み、ブックスタート事業の目的の共有化や資質向上をめざします。	総合市民図書館(子育て企画課・子ども健康課)

柱2 乳幼児期の保育・教育の充実

【めざす方向性】

近年、働く母親が増加し、保育所への入所希望の急増により、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。

国は、新制度により、「保育の量的拡大及び確保」を図り、待機児童を解消することをめざしています。

本市においても、待機児童の解消に向け、認可保育所や小規模保育事業の新設整備のほか、既存保育施設の活用などにより、保育の受け皿を確保するとともに、保護者の多様な保育ニーズへの対応として、延長保育事業や休日保育事業の実施のほか、藤沢型認定保育施設事業や幼稚園における預かり保育事業への支援等により、提供体制の充実をめざします。

また、発達に特別な支援を必要とする子どもに関する幼児教育・保育施設に対する相談 支援を充実し、教育・保育の質の向上を図ります。

さらに、公立保育所のうち4園を「基幹保育所」と位置づけ、教育・保育提供区域ごとに基幹保育所を中心とした保育関連施設との連携や交流、支援を行う体制を整備することで、地域の子育て支援の充実と保育の質の確保に取り組みます。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
11	保育所等の 計画的な整備 や受入児童数 の拡大	藤沢市保育所整備計画に基づき、認可保育所などの保育所などの保育所などの保育施設の新設整備や再整備による定員拡大を行うとともに、待機児童の9割を占める1~2歳児の受け皿を確保するため、既存保育施設の空きスペース等の活用や保育士確保の強化などにより、保育の受け入れ枠の拡充を図ります。	待機児童の9割以上を占める1~2歳児の保育ニーズに対応するため、認可保育所及び小規模保育事業の公募による新設整備や既存保育施設を活用した保育の受け皿確保をはじめ様々な事業を推進することにより国基準の待機児童解消をめざします。	子育て企画課
12	延長保育事業 の充実	保護者の就労時間等の都合 により、利用時間を超えて 保育が必要な場合に行う延 長保育事業を実施します。	多様化する保護者の就労形態や保育ニーズに対応するため、地域の実情や利用状況等を踏まえ、引き続き延長保育事業の充実に取り組んでいきます。	保育課
13	休日保育事業 の実施	保護者の勤務等により、日曜日や祝祭日に家庭での保育が困難な乳幼児に対し、 休日保育事業を実施します。	保護者のニーズや地域の実 情等を踏まえ、実施施設の 拡充等を検討します。	保育課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
14	病児・病後児 保育事業の 推進	乳幼児が病気やその回復期 にあるため集団保育が困難 であり、保護者が就労等に より家庭での保育を行うこ とができない場合に、保育 施設や医療機関において一 時的に保育を実施します。	病児保育事業は、第1期計画期間中に整備を進めている藤が岡保育園での実施や医療機関との連携による整備を進めていきます。 今後は、前述の事業の実施状況のほか、地域ニーズの動向や利用者の利便性等を踏まえ、必要な整備を検討していきます。	保育課
15	保育所等に おける児童 への安全・ 安心な保育の 提供	保育所等において、安全・ 安心な保育を提供できるよ う、アレルギー対応や感染 症予防、事故防止のほか、 園外活動における注意事項 等について情報提供を行い ます。	保育所等に対し、引き続き 必要な情報提供や研修の開 催、助言等を行うことで、 安全・安心な保育の提供を 図っていきます。 園外活動における安全確保 に関する情報提供を行って いきます。	保育課
16	幼稚園、 保育園等職員 への支援の 充実	発達に特別な支援が必要な 子どもに関する相談を受 け、幼稚園、保育園等を巡 回し、子どもの成長につな がる支援方法の助言を行い ます。また、スキルアップ をめざして研修の充実を図 ります。	一人ひとりの特性や能力に 応じた支援方法の助言や発 達障がいの理解を促すため の啓発事業を実施し、教 育・保育の質的向上を図り ます。	子ども家庭課
17	法人立認可 保育所に おける保育 内容の充実	国の基準を上回る市独自基準での保育士の配置を行うための人件費、また施設運営の安定化を目的とした管理費などの助成により、法人立認可保育所の運営支援を行います。	法人立認可保育所の安定運営への支援により、多様な保育ニーズへの対応と保育環境の充実を図ります。	保育課
18	保育サービス の第三者評価 の実施	保育の質の維持・向上を図るため、公正で中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から、保育内容等を評価する第三者評価を実施します。	保育の質の確保に向けて、 引き続き、公立保育所にお ける第三者評価を実施して いきます。また、法人立認 可保育所においても、第三 者評価の実施を推進してい きます。	保育課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
19	基幹保育所を 中心とした 保育施設との 連携や交流・ 支援の充実	公立保育所のうち4園を 「基幹保育所」と位置づけ、教育・保育提供区域ごとに基幹保育所を中心とした保育関連施設との連携や交流、支援を行う体制づくりを進めます。	基幹保育所として位置づけた公立保育所4園は、これまで蓄積してきた専門知識やノウハウを活用し、地域全体の保育の質の確保に向けた調整役を担っていきます。 基幹保育所を中心とした保育関連施設との連携や交流を深め、地域における子育て支援の充実を図っていきます。	保育課
20	届出保育施設 の認可施設 への移行支援	認可保育所・小規模保育事 業所への移行を支援しま す。	認可保育所・小規模保育事業所への移行を希望する届 出保育施設に対して移行支援を行います。	子育て企画課
21	届出保育施設への支援	届出保育施設を利用する児童の健康診断や職員の保菌 検査等に要する経費の一部 を助成し、施設の安全で衛生的な保育環境の維持を支援します。	届出保育施設の利用児童の 健康診断等、安全で衛生的 な保育環境の維持に係る費 用の一部を助成することに より、施設の保育環境の充 実を図ります。	保育課
22	藤沢型認定 保育施設への 支援	待機児童の解消を図るため、認可外保育施設からの申請に基づき、市が定める基準を満たす施設を「藤沢型認定保育施設」として認定し、運営費の助成を行います。	待機児童の受け皿確保を図るため、引き続き、藤沢型認定保育施設への助成事業を行っていきます。	保育課
23	実費徴収に 係る補足給付 を行う事業	認可保育施設や幼稚園等を 利用する児童の保護者が各 園に支払う給食費、教材 費、行事への参加費等の実 費について、低所得者の負 担軽減を図るため、費用の 一部を助成します。	国が定める補足給付の基準 に基づき、実費負担に対す る助成を行うことで、低所 得者の経済的な負担軽減を 図ります。	保育課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
24	幼児教育の 振興	幼児教育の振興を図るため、市内の私立幼稚園及び幼児教育施設に対し、教材教具等の購入費及び健康管理事業費を助成します。	教育環境の整備や衛生管理 事業の充実を図るため、引き続き幼稚園等に対する助成を行っていきます。 2019年(令和元年)10月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、事業の見直しを検討していきます。	保育課
25	幼稚園に おける預かり 保育の推進	保護者の就労等、保育ニー ズの高い児童が幼稚園を利 用できるよう、幼稚園にお ける預かり保育の推進に向 けた支援を行います。	保護者の多様なニーズに対 応するため、幼稚園におけ る預かり保育事業の充実に 向けた支援を行っていきま す。	保育課
26	幼稚園に 対する認定 こども園への 移行支援	多様な保育ニーズに対応するとともに、待機児童の解消を図るため、認定こども園への移行を希望する幼稚園への支援を行います。	2019年(令和元年)10 月から実施された幼児教育・保育の無償化の影響を踏まえ、各施設の個別事情等に留意する中で、引き続き、移行に向けた支援を進めていきます。	保育課

柱3 子どもの居場所の充実

【めざす方向性】

共働き家庭の子どもの増加が見込まれる中、国では2018年(平成30年)に「新・放課後子ども総合プラン」が定められ、2023年(令和5年)までの放課後児童健全育成事業のさらなる受け皿整備が掲げられました。すべての子どもたちの安全・安心な居場所として、余裕教室の活用や、関係機関や地域の参加と協力のもと、子どもの健全育成のための環境づくりが求められています。

放課後児童クラブは、放課後に保護者が就労などの理由で不在となる家庭の児童に生活の場を提供し、子どもの自主性・社会性の向上を図ります。2019年度(令和元年度)まで「藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が定める基準にのっとって施設を整備してきましたが、今後も引き続き、2024年度(令和6年度)までの年度ごとの目標整備量を本計画で定め、順次整備を進めます。

また、放課後子ども教室については、地域子どもの家等の放課後の居場所がない小学校区を中心に、整備をめざします。

なお、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町村行動計画等に盛り込むべき内容は「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に定めます。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
27	放課後児童健全育成事業	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。	教育委員会と連携を図りながら、放課後児童クラブの整備・運営を行います。 特機児童の解消のみならず、条例に定められた基準を満たさない定員設定とうっている放課後児童クラまった。 他の放課後の居場所事業との連携を図りながら放課後児童クラブの整備・運営を進めます。	青少年課
28	放課後子ども教室推進事業	放課後などに小学校の余裕 教室などを活用して、子ど もたちの安全・安心な居場 所(遊び場)を設け、地域 住民の参画を得て、子ども たちが地域社会の中で心豊 かで健やかに育まれる環境 づくりを推進します。	放課後の子どもの居場所が ない小学校区を優先的に、 教育委員会と連携を図りな がら、放課後子ども教室の 拡充を行います。 事業実施にあたっては、放 課後児童クラブとの一体型 もしくは連携型での運営を 図ります。	青少年課
29	公民館での 子ども開放 事業の実施	子どもたちが様々な遊びな どの体験や異年齢での交流 ができる機会を提供するた め、公民館において子ども たちが自由に利用できる開 放事業を実施します。	引き続き公民館において、 子どもを対象とした施設開 放事業等を実施することに より、子どもの体験や交流 の機会を設けます。	生涯学習総務課
30	学校体育施設 開放の充実	子どもに親しみのある小・ 中学校の体育施設を開放す ることで、スポーツ活動の 充実を図り、心身の健全育 成を図ります。	学校開放事業の充実を図る ために、学校、地域団体な どからの意見をうかがう中 で、効果的かつ効率的に事 業を実施します。	スポーツ推進課

柱4 子育で支援のネットワークづくりと人材の活用

【めざす方向性】

子育て支援のニーズが多様化する中で、子育て家庭が抱える不安や負担も様々であり、 子どもや子育て家庭の状況に応じたきめ細やかな支援策が求められています。

ライフスタイルや価値観が多様化した状況にあっては、公的な取組だけでなく、市民の 自主的な子育て支援活動と協働し、地域全体として重層的な子育て支援のネットワークを 広げていく必要があります。

このため、関係機関や地域との連携や協働による事業を実施するほか、地域の子育て支援に関わる人材の発掘・育成をすることによって、地域における子育て支援ネットワークを強化していきます。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
31	子育てに 関する情報 提供の充実	藤沢市ホームページをとおした子育で情報発信のほかに、安心して子育でができるよう、各種子育で支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育でガイド」やスマートフォンアプリを活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。	「ふじさわ子育てガイド」 について、子育て家庭にとってよりわかりやすくなる ように内容の充実を図ります。 藤沢市ホームページや「子育てアプリふじさわ」をと おして最新情報を発信します。	子育て企画課
32	市民との協働 による子育て 支援ネットワ ークづくり	子育て家庭などに対する情報提供や子育て支援グループの交流を目的に市民との協働による地域版「子育て応援メッセ」の実施を支援します。	地域の特色を生かした地域版「子育て応援メッセ」が 継続して開催され、地域に おける子育て支援活動の充 実が図れるように支援しま す。	子育て企画課
33	公民館での 子育て支援・ 親子の交流 事業の実施	乳幼児から未就学児とその 保護者を対象とした保育室 開放事業や、地域版「子育 て応援メッセ」等を実施し ます。	引き続き公民館において事業を実施することにより、 公民館での子育て支援・保護者同士の交流の推進を図っていきます。	生涯学習総務 課(子育て企 画課)

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
34	民生委員児童 委員及び主任 児童委員の 活動の充実	子ども青少年部・神奈川県 中央児童相談所との連携を 強化し、各種研修会、行政 機関・関係団体との懇談会 を開催し、識見の向上に努 めます。また、各地区市民 センター・公民館・(社福) 藤沢市社会福祉協議会・地 域団体で実施する子育て支 援事業に協力します。	継続して研修会等の知識向上の機会を設けるとともに、関係行政機関からのサポート体制を強化することで、複雑化・多様化する課題に対応します。	福祉健康総務 課
35	地域の情報化 とネットワー ク化	民生委員児童委員及び主任 児童委員は、ともに子ども 青少年部と神奈川県中央児 童相談所との情報交換を行 う機会を設け、事例検討等 の機会の充実に努め、ネッ トワーク化を推進します。	継続して情報交換・事例検 討の機会を設けるととも に、関係行政機関からのサ ポート体制を強化すること で、虐待防止を含めた情報 収集ネットワークを構築し ます。	福祉健康総務 課
36	地域福祉に おける手続・ 相談体制の 充実	市民センター及び村岡公民 館に地区福祉窓口を設置 し、福祉や保健、子ども・ 子育てに関する手続き、相 談及び情報提供を行いま す。	申請等の諸手続きととも に、初期対応型相談窓口と して生活上の多様な相談に 対応しながら、地域の支援 機関や活動団体等との連携 の要となるよう体制を整え ます。	地域包括ケア システム推進 室(市民セン ター・公民 館)
37	子育てボラン ティアの養成	子育て支援に関する研修や 情報交換会を行い、地域の 子育てを支える人材の育成 を行います。	受講しやすく内容の充実し た研修を行い、子育てボラ ンティアを育成します。	子育て企画課
38	保育者セミナー	公民館事業で保育ボランティアとして活動している方を対象に、保育活動に必要な知識や技能の向上を目的とした研修会(セミナー)を実施します。	保育ボランティアの養成を 行うことにより、保育に係 る資質の維持・向上を図り ます。	生涯学習総務課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
39	地域での おはなし会の 開催	おはなし会ボランティアと 連携して、おはなし会を行 い子どもが本に親しむ機会 をつくります。	各市民図書館・市民図書室 のおはなし会ボランティア と連携して子どもの発達段 階や多様性に応じたおはな し会等を開催します。	総合市民図書館
			子どもに関わる施設及び団体等に対し、資料の団体貸出や情報提供、来館おはなし会の受け入れなどを行います。	
			ボランティア交流会や研修会を開催し、参加の機会を増やすとともにボランティアと職員相互の交流を深め、情報共有に努めます。	

柱5 経済的負担の軽減

【めざす方向性】

子育て家庭が抱える経済的負担への不安は依然として大きく、ニーズ調査の結果において、子育てに関しての悩みとして経済的負担に関することを挙げた回答は、約3割となっています。

このため、引き続き児童手当の支給や小児医療費助成などの取組を進めるとともに、幼児教育・保育の無償化による保育料の負担軽減や、本市独自の取組として、幼児教育施設に通う無償化の対象とならない利用者への保育料助成の実施などにより、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めていきます。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
40	幼児教育・ 保育の無償化 における 保育料の 負担軽減	幼児教育・保育の無償化により、幼稚園、保育施設等を利用する3歳以上の児童及び2歳以下の非課税世帯の児童を対象に、保育料の負担軽減を行います。	未就学児に教育・保育の機会を保障するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法に基づき、保育料の負担軽減を行っていきます。	保育課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
41	藤沢型認定 保育施設 利用者への 助成	認可外保育施設のうち、市が定める基準を満たして認定した「藤沢型認定保育施設」の利用者の経済的な負担軽減を図るため、2歳以下の課税世帯で、一定の要件を満たす児童を対象に、利用料の一部を助成します。	保護者の保育ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図るため、引き続き、藤沢型認定保育施設利用者への利用料の一部助成を行っていきます。	保育課
42	幼児教育施設利用者への助成	認可外保育施設のうち、市が幼稚園に準じる施設として認定した「幼児教育施設」の利用者の経済的な負担軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化の対象とならない満3歳以上の児童を対象に、保育料の一部を助成します。	保護者の多様な教育・保育 ニーズへの対応と経済的負担の軽減を図るため、幼児教育施設の利用者に対して保育料助成事業を行っていきます。 幼児教育・保育の無償化実施後の幼児教育施設の運営状況や国の動向等を踏まえ、5年後を目途に事業の見直しを検討します。	保育課
43	小児医療費 助成事業	中学校修了前までの児童の 入通院(中学生は所得制限 有。保護者の所得が児童手 当の所得制限限度額未満) の医療費の助成を行いま す。	2019年(平成31年)4月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。	子育て給付課
44	児童手当の 支給	中学校修了前までの児童を 養育している家庭等に、児 童手当・特例給付の支給を 行います。	児童手当法に基づき、中学 校修了前までの児童を養育 している家庭等に手当を支 給することにより、児童を 養育している家庭等の生活 の安定を図ります。	子育て給付課
45	未熟児養育 事業	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、身体 の発育が未熟なまま出生し た乳児が、正常児と同等の 諸機能を得るために必要な 入院に係る医療費の給付を 行います。	子育て給付課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
46	育成医療給付 事業	障がい児等の健全な育成を 図るために必要な医療の給 付を行います。	育成医療給付事業の該当者 について、制度の周知を徹 底することで、健全な育成 と家庭の負担軽減をより一 層推し進めていきます。	子育て給付課
47	特別児童扶養 手当の支給	精神または身体に中程度以 上の障がいのある児童を監 護している方に、特別児童 扶養手当の支給に関する手 続きの経由事務を行いま す。	特別児童扶養手当等の支給 に関する法律に基づき、障 がいのある児童を監護して いる家庭に特別児童扶養手 当の経由事務を行うことに より、障がいのある児童を 監護している家庭の生活の 安定を図ります。	子育て給付課
48	特定不妊治療 費助成事業等 の実施	特定不妊治療及び不育症治療を受けた夫婦に対し、治療費の助成を行います。	特定不妊治療及び不育症治療を受けた夫婦に対し、治療費への助成を行うことにより、その経済的負担の軽減を図ります。	子ども健康課
49	障がい者等 医療費助成 事業	身体障がい者手帳1~3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分(入院時標準負担額を除く)を助成します。	障がい児の医療に関わる経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図ります。	福祉医療給付課
50	障がい児福祉 手当の給付	20 歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級またはその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。	障がい児に対して手当を支 給し、生活の安定と福祉の 増進を図ります。	障がい福祉課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
51	障がい者福祉 手当の給付	身体障がい者手帳1~3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がい児に対して手当を支給し、生活の安定と福祉の 増進を図ります。	障がい福祉課
52	要保護準要保 護児童生徒 援助事業	経済的理由により就学困難 と認められる児童生徒の保 護者に対し、入学準備金、 学用品費、修学旅行費、社 会見学費、医療費、学校給 食費、めがね購入費、卒業 アルバム費などを援助しま す。	子どもの貧困対策としての 制度づくりを念頭に、支給 費目等について見直しを検 討していきます。	学務保健課
53	特別支援教育 就学奨励費 事業	市立小・中学校の特別支援 学級に在籍する児童生徒の 保護者に対し、教育に関わ る費用の負担軽減のため、 学用品費などの一部を援助 します。	就学援助事業との整合を図 りながら、事業の充実を図 ります。	学務保健課

基本目標2:親子の健康の確保及び増進

母子保健法第2条では「母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる 基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。」とされており、 同法第3条では「乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その 健康が保持され、かつ、増進されなければならない。」とされています。また、子ども・子 育て支援法第2条では「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての 第一義的責任を有する」とされており、家庭は子育ての基盤となることから、家族の健康 は充実した子育てにとって大切なものとなります。

本市においては、これまでも母子保健施策の推進のために母子保健計画を策定し、第 1 期計画にも盛り込むことで、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に取り組んできました。 本計画においても引き続き、妊婦に対する健康診査をはじめ、乳幼児健康診査、母子保健 に関する知識の普及、保健指導その他の母子保健関連施策等を推進していきます。

柱1 妊産婦・乳幼児期への切れ目ない保健対策の推進

【めざす方向性】

核家族化の進行などを背景に、妊娠や出産、育児の不安や悩みについて、両親や同世代の友人・知人など身近に相談相手がおらず、妊産婦が孤立してしまうことが課題となっています。産後の母親の身体的・精神的な負担は大きく、その健康を保持していくことは、子どもの健やかな成長にも大きく影響します。こうしたことから、妊娠期から育児期にわたる切れ目ない支援を実施していく必要があります。

本市では、母子保健サービスの充実により、産前産後の母の健康、育児や子どもの発育・発達に関する様々な不安や課題を早期に発見し、継続的に支援を行うとともに、「藤沢市こんにちは赤ちゃん事業」をはじめとする訪問指導や、養育支援を必要とする家庭への訪問など相談・支援体制を充実させ、保護者の孤立防止に引き続き努めます。同時に、地域における様々な子育て支援サービスと連携し、子どもの健やかな成長を見守る地域づくりを進めていきます。

今後も利用者の立場から妊娠〜出産〜産後の子育て期を通じた母子の心身の健康と子どもの発育・発達の支援の充実を図るなど、より一層切れ目ない支援を実施するための取組を充実させていきます。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
54	安全な妊娠・ 出産、育児へ の切れ目ない 支援 (利用者支援 の充実)	子育て世代包括支援センター等を拠点に、母子保健サービスを妊娠期から継続的に提供することで、安全な妊娠期を過ごし、無事出を迎え、安心して子育てができるように支援します。	妊娠居の情報をでは、	子ども健康課
55	乳幼児健診等 の充実	健やかな発育・発達のため に、乳幼児健診の充実を図 り、健診に関する満足度の 向上をめざします。	 乳幼児健診の周知や啓発を行い、受診率の向上をめざします。 4か月児健診受診率: 98.0% 9~10か月児健診受診率: 98.0% 1歳6か月児健診受診率: 97.0% 3歳6か月児健診受診率: 94.0% 	子ども健康課
56	母子保健・ 育児に関する 適切な情報提 供	妊娠期からの情報提供に加え、発育・発達に応じた接し方や育児に関する基本的な知識を提供することで、子どもの健やかな成長を促し、保護者が安心して子育てに取り組めるよう支援します。	妊娠期や乳児期の母子の環境が大きく変わる時期に、乳児期の離乳食を中心とした教室等をとおして、使える情報・技術を得ることで、子どもの育ちに対し、適切な対応ができるよう支援します。	子ども健康課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
57	「育てにく さ」を感じて いる親への 支援	保護者が子どもの発育や発達についての問題に気づき、理解を深め、孤立することなく育児ができるよう支援します。	就学を迎えるまでの間、乳 幼児健診等からの相談に対 応し、個々に必要な支援を 利用してもらえるよう、就 園していない児も含めた標 準発達の普及啓発を行い、 適切な時期の相談につなげ ることで、保護者が負担な く子育てに向き合え、就学 できるよう支援します。	子ども健康課
58	慢性疾患や 障がい等に より、長期療 養や在宅医療 が必要な児 及び保護者へ の支援	慢性疾患や障がいなどで、 養育支援が必要な子どもと 保護者に対して、育児や療 養の支援を行うとともに、 地域でのネットワークが効 果的に図られるよう推進し ます。	慢性疾患に関する講演会・ 教室・交流会を通じた情報 共有と交流、訪問等による 個別支援を地区担当保健師 を中心として実施し、より 多くの対象に利用してもら えるよう工夫を図ります。	子ども健康課
59	母子歯科保健 の充実	妊娠期から、家族の口腔衛生に関心を持ち、う蝕予防についての理解を促します。健康な歯を育てるための口腔ケアが受けられるように、関係機関との連携を図ります。	2歳児以降のう蝕率の増加が抑えられるように、う蝕のリスクについての保護者の意識向上のための啓発を行います。 ・ 2歳児歯科健診受診率: 89.0%	子ども健康課

柱2 「食育」の推進

【めざす方向性】

社会全体で、早寝早起きや朝食摂取などの子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図ることは重要です。

本市では、市民の生涯にわたる健康のための適切な食習慣の確立をめざす「第3次藤沢 市食育推進計画〜生涯健康!ふじさわ食育プラン」を策定し、食育をより一層推進する取 組を進めています。

今後もこの計画に基づき、保護者においては妊娠期から栄養バランスの整った適切な食生活を心がけること、乳幼児期においては食生活を正しく、楽しく送ることができるようにすることについて、普及啓発を図ります。また、生涯を通じた健康づくりを支援するた

め、母子保健事業のほか、保育所や学校における事業をとおして、食の大切さを伝え、「家庭や社会全体における子どもの食育」を推進します。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
60	第3次藤沢市 食育推進計画 「生涯健康! ふじさわ食育 プラン」の 推進	藤沢市食育推進会議、食育 講演会、ポスターやリーフ レットによる食育の普及啓 発、食育に関する講座の開 催等を行います。	市民一人ひとりが自分に適 した食生活を送る力を育む ため、食育への関心を高 め、実践につなげるための 普及啓発を充実させます。	健康増進課
61	子どもの 発育・発達に 応じた食育の 推進	妊娠期から栄養バランスの整った適切な食生活を確立し、乳幼児期では、子どもの食の自立が順調に進められるよう支援します。生涯健康であるために「家庭における子どもの食育」を推進します。	妊娠期から家族の適切な食生活について学び、乳児期、幼児期にわたるまで「家庭における子どもの食育」を推進するために各教室を系統立てて実施します。	子ども健康課
62	乳幼児(保育 所)の食育の 推進	子どもの健全な食生活と健全な心身の成長をめざし、子どもの食に関する関心と理解を深め、健全な食習慣の推進を図ります。	引き続き、市内で生産される食材を積極的に献立に取り入れるとともに、保育所でも野菜等を栽培し、給食を提供していきます。 給食食材や調理法等を周知するとともに、クッキング保育等を充実し、食に関する関心を深めます。	保育課
63	小・中学生の 食に関する 指導	市立小学校・市立養護学校 の栄養士及び教諭や、学校 給食課の栄養士が、様々な 食育活動をとおして食の大 切さを児童生徒に伝えると ともに、保護者に対して食 育の重要性についての周 知・啓発活動を行い、親子 の健康保持増進に努めま す。	食育活動の実施や給食だよ り等の発行を市立小・中学 校全校(54校)及び市立 養護学校に行い、内容の充 実を図ります。	学校給食課

柱3 小児医療体制の充実

【めざす方向性】

すべての子どもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、(公社) 藤沢市医師会等と連携し、休日・夜間診療体制の充実を図るとともに、不安解消のため、 24 時間電話健康相談サービス「ふじさわ安心ダイヤル 24」を引き続き実施します。

また、未熟児養育事業の実施や小児慢性特定疾病などに関する手続きを円滑に行い、子どもが必要とする適切な医療が受けられるよう取り組みます。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
64	子どもに 関わる医療 体制の推進	休日・夜間急病診療所において休日昼間及び夜間 23時までの小児救急医療を実施します。 休日・夜間急病診療所で対応していない 23時以降の小児救急については、市民病院が実施する小児救急24時間診療体制で対応します。	小児医療体制の充実を図る ため、引き続き現行の診療 体制を継続します。	福祉健康総務課
65	ふじさわ安心 ダイヤル 24	24 時間 365 日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・ 介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	引き続き、安全・安心な市 民生活のための相談体制を 維持し、子育て世代の相談 窓口の選択肢として多くの 市民に認識されるよう周知 します。	地域保健課
再掲 43	小児医療費 助成事業	中学校修了前までの児童の 入通院(中学生は所得制限 有。保護者の所得が児童手 当の所得制限限度額未満) の医療費の助成を行いま す。	2019年(平成31年)4月から対象年齢を拡大し、より多くの児童が対象となった小児医療費助成事業を安定的に継続していくことで、子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図ります。	子育て給付課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
再揭 45	未熟児養育 事業	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	母子保健法に基づき、身体 の発育が未熟なまま出生し た乳児が、正常児と同等の 諸機能を得るために必要な 入院に係る医療費の給付を 行います。	子育て給付課
66	小児慢性特定 疾病児童に 対する支援	小児慢性特定疾病医療費助 成の対象児童に対し、日常 生活用具を給付します。	制度についての周知を行い、児童の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を強化していきます。	子育て給付課
67	予防接種の 推進	予防接種の正しい知識についての普及啓発を行い、身近な場で予防接種の相談や接種ができるよう、関係機関との連携強化を図ります。	適切な時期に予防接種が受けられるよう、その有効性や重要性などについて正しい知識の普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携により、安全に予防接種が行える体制の整備を図ります。	子ども健康課
68	療育医療給付 事業	結核に罹患した児童に対す る支援を行います。	結核で長期療養を必要とする児童に対して、健全な育成及び経済的負担の軽減を図るため、県知事へ医療給付に関する手続きの経由事務を行います。	保健予防課

柱4 学齢期・思春期における保健対策の推進

【めざす方向性】

思春期の子どもたちをめぐっては、心身の著しい成長に伴う不安や悩みに加え、今日のめまぐるしい社会環境変化もあり、心身の不安定や生活習慣の乱れを来たすケースも見受けられます。

家庭や学校、地域において、生命の尊厳、人への思いやり、男女平等について学べるような思春期の保健対策が求められています。

妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識を得られることや、思春期の子どもの 身体的・心理的状況の理解と行動の受けとめができる地域づくりを進め、学校保健等と連 携し、思春期の心とからだの健康づくりを図ります。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
69	思春期保健事業の実施	思春期にある子どもたちが、正しい母性・父性を培うことができるよう支援します。 支援にあたっては、思春期の子どもへのアプローチとともに、周りの大人たち、双方への働きかけを行います。	健全な母性・父性の育成を めざし、思春期保健を推進 します。 ・講演会の開催:年1回 ・思春期保健教育:10校	子ども健康課

■ 母子保健計画の施策体系

基本的な 視点	基本 目標	事業名	事業内容	取組の方向		
安心して子どもを産み健やかに育てることができるまち			●安全な妊娠・出産、育児 への切れ目ない支援	母子健康手帳の交付 妊婦健康診査の実施 こんにちは赤ちゃん事業の実施 妊娠期からの保健指導の充実		
			●乳幼児健診等の充実	孤立化防止のための他機関との連携 乳幼児健診の充実 健診の受診率の向上 情報提供と相談の充実		
		妊産婦・乳幼児期	●母子保健・育児に関す る適切な情報提供	健診未受診児フォローの充実 両親学級(マタニティクラス)の充実 父子手帳の配布 育児相談の充実 7か月児赤ちゃん教室の実施		
	親子の健康の確保及び増進 「食育」の推進 「食育」の推進 「食育」の推進 「食育」の推進 「食育」の推進 「食育」の推進 「予防接種は 「売売を持続した。 「売売を持続した。」 「売売を持続した。 「売売を持続した。」 「売売を持続した。 「売売を持続した。」 「売売を持続した。 「売売を持続した。」 「売売を持述した。」 「売売を持述を持述した。」 「売売を持述した。」 「売売を持述した。」 「売売を持述した。」 「売売を持述した。」 「売売を持述した。」 「売売を持述した。」 「売売を持述を持述を持述した。」 「売売を持述した。」 「売売を持述を持述を持述を持述を持述を持述を持述を持述を持述を持述を持述を持述を持述を	●「育てにくさ」を感じて いる親への支援	1歳6か月児健診、3歳6か月児健診の ほか、5歳児等においても相談や必要な 支援を検討 健診後の発達フォロー事業の充実			
		カ	●慢性疾患や障がい等に より、長期療養や在宅 医療が必要な児及び保 護者への支援	経過検診療養生活相談等の実施 親同士の交流の場の確保 講演会等の情報提供の実施 在宅療養支援ネットワークの充実		
			●母子歯科保健の充実	う蝕予防の情報提供、啓発 幼児歯科健診の実施 歯科指導、相談の実施と、かかりつけ歯 科医への受診勧奨 障がいか疾患がある場合への対応		
				「食育」の推進	●子どもの発育・発達に 応じた食育の推進	障がいや疾患がある場合への対応 妊娠期からの栄養に関する普及啓発 栄養相談及び食に関する教室の充実
			●予防接種の推進	定期予防接種の周知と接種率の向上 予防接種の情報提供と啓発の充実 安全な予防接種の精度管理		
		おける保健対策	●思春期保健事業の充実	学校に出向いた 思春期健康教育の実施 思春期講演会の実施		

基本目標3:豊かな心を育む教育環境の整備

本市では、地域社会全体で子どもを見守り育てる仕組づくりを図り、学校・家庭・地域が相互に連携協力しながら、藤沢ならではの豊かな自然環境を活かした教育等に取り組み、子どもの自立性や社会性を育む機会を充実させてきました。

今後も、子ども一人ひとりの夢や「生きる力」を育むために、安全・安心な教育環境づくりに取り組むとともに、社会性を育むような地域における交流や活動の機会の提供に努めます。

また、「次代の親」の育成の観点からは、中学生を対象に乳幼児との交流事業を進め、子どもたちが子育ての楽しさや家庭を築くことの意義を学ぶ機会の提供に努めてきました。 今後は広く若者にも対象を広げ、子ども・子育て支援事業を連携して実施することなどにより、様々な啓発や体験の機会を提供します。同時に、子どもたちの健全な育成を家庭や地域全体で見守り、支えていくことが重要であることから、家庭や地域社会の子育て力の向上に一層取り組みます。

柱1 次代の親の育成

【めざす方向性】

核家族化やきょうだい数の減少、地域とのつながりの希薄化が進む現代において、乳幼児とふれあう経験が乏しいまま親になることが増えており、こうした傾向は、今後も継続されると考えられます。

子どもたちが「次代の親」としての自覚と正しい知識を持つことができるよう、それぞれの発達段階に応じた教育や啓発の機会を充実させることが必要です。

このため、子どもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき社会的責任、 男女共同参画の重要性などについて知識や自覚が高められるよう、幼稚園や保育所での交 流事業や学校教育などの多くの機会を捉えた啓発事業を推進します。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
再掲 9	地域に開かれた保育園	保育園において、様々な世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図ります。また、区域内の保育関連施設との連携や交流を目的に、教育・保育提供区域ごとに設置した基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等、地域における子育て支援の充実を図ります。	引き続き、子育て家庭交流 事業、小・中・高校生や高 齢者との交流事業など、地 域との交流・連携を図って いきます。 基幹保育所を中心に、地域 や関係機関との連携を深め ながら、保育体験や子育て 相談などを行っていきま す。	保育課
70	幼児理解 (家庭科・ 生活科・ 総合的な学習 の時間)	各学校での家庭科・生活 科・総合的な学習の時間な どにおける実践的・体験的 な学習をとおして、「幼児理 解」の推進が図られるよう に支援します。	家庭生活に関わる活動をと おして、家庭生活や家族の 大切さ、子どもが育つ環境 として家族の協力・役割に ついての理解を深め、生活 をより良くする能力と態度 が育つよう支援します。	教育指導課
71	家庭科学習	各学校の家庭科の学習において「自分の成長と家族・家庭生活」「家庭生活と仕事」「幼児の生活と家族」「家族・家庭や地域の人々との関わり」「家族・家庭生活についての課題と実践」等の内容が計画的に実践されるよう、計画訪問等を通じて支援を行います。	自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、より良い生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度が育つよう支援します。	教育指導課

柱2 青少年の健全育成と非行防止活動の推進

【めざす方向性】

青少年が、社会との関わりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感を育み、自立した個人としての自己を確立し、社会生活での適応能力を備えるとともに、未来の社会をより良いものに変えていく力を身に付けることができるよう、健やかな成長・発達を支援します。こうした青少年育成を推進していくために、青少年の活動を充実させ、支援人材の育成を進めるとともに、青少年に関わる組織・団体への支援を行います。

あわせて青少年の健全な活動を推進するために既存施設の活用を図るとともに、老朽化している青少年の活動拠点や居場所の整備を「藤沢市公共施設再整備基本方針」に基づき検討していきます。

また、家庭、地域、学校、関係機関・関係団体、企業等と連携し、青少年の非行の防止 や再発防止を目的に、規範意識を高め合いながら、街頭指導やキャンペーン活動等の充実 を図ります。

インターネット上の有害サイトや喫煙、飲酒、薬物乱用などの危険性について、青少年 やその保護者等に対して、学校教育をはじめ多くの機会を捉え、啓発を推進します。

また、関係団体や地域住民などによる連携強化や書店やゲームセンターなどの自主的な取組を促進し、青少年に悪影響を与える有害環境の解消に取り組みます。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
72	青少年指導員 育成事業	青少年指導員の育成を図 り、地域における健全育成 活動を推進するため、青少 年指導員を対象に研修を行 うとともに、青少年の育成 事業を実施します。	青少年を取り巻く環境の変化に対応していくため、新たな人材の育成を行うとともに、地域における健全育成活動を推進します。	青少年課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
73	地域子どもの 家・児童館等 青少年施設の 充実	青少年施設(地域子どもの 家・児童館・青少年会館・ 少年の森・SL 広場)の整 備を進めるとともに、適切 な管理運営を図り、地域に おける子どもたちの安全・ 安心な居場所を提供しま す。また、各施設を担点会を した青少年の自立と社会を 加を推進する事業ととも である(公財)藤沢市みらい い創造財団が実施していま す。)	青少年の居場所として、適 切な管理運営を行うととも に、様々なニーズや社会情 勢を捉え、施設の整備や運 営について実施検討を進め ていきます。	青少年課
74	青少年健全 育成事業	世代間・同世代の交流や体験活動機会等を提供するため、各種青少年健全育成事業を実施し、青少年の自立と社会参加を支援します。 (本事業は、出資法人である(公財)藤沢市みらい創造財団が実施しています。)	次世代の青少年の自立や社会参加の機会を創出するため、市内の青少年関係団体や様々な機関と協働し、様々な体験の場を提供することで、青少年の健全育成を図ります。	青少年課
75	青少年団体・ 育成団体への 活動・支援 事業	地域住民の主体的な活動に 基づく青少年健全育成を目 的として、青少年団体・青 少年育成団体の活動の奨励 と振興を図るため、その活 動の支援を行います。(本事 業は、出資法人である(公 財)藤沢市みらい創造財団 が実施しています。)	青少年団体、育成団体との 連携を深め、市内における 青少年健全育成の充実を図 ります。	青少年課
76	青少年国際化 推進事業	青少年が外国の方と交流 し、様々な生活習慣や文化 を知ることで視野を広げ、 互いの人権を尊重する心を 養うことができるよう、各 種イベント・講座を実施し ます。(本事業は、出資法人 である(公財)藤沢市みら い創造財団が実施していま す。)	様々な魅力的な事業を展開して、青少年と外国の方が 交流できる機会を創出し、 多文化を理解する青少年を 育成します。	青少年課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
77	非行防止 推進活動	青少年の問題行動を早期に 発見し、非行防止を図るため、青少年指導員、街頭指導員が 導員、特別街頭指導員が巡回し、青少年に声をかけて 指導を行います。また、青 少年の深夜外出や喫煙・飲酒・薬物乱用などの非行い 上に向け、夏休み期間中に 警察関係団体・青少年関係 団体等と協力して夜間パトロールを行い、啓発・指導 を行います。	健全育成の意識向上を図る ため、関係団体と連携・協力し、青少年への非行防止 啓発活動を継続して行います。	青少年課
78	社会環境 浄化活動	青少年を非行から守るため の啓発事業として講演会や 社会環境浄化活動などの諸 活動を行い、青少年にとっ て良い環境づくりをめざし ます。	青少年の健全育成を阻害する恐れのある環境要因の浄化活動を、街頭指導、実態調査、有害図書類区分陳列調査などにより進めるとともに、関係事業者へのチラシの配布など啓発活動を行うことで、青少年にとってより良い環境づくりをめざします。	青少年課
79	学校における 喫煙・飲酒・ 薬物乱用防止 教育の実施	喫煙・飲酒・薬物乱用など の身体への影響を正しく理 解し、発達段階に応じて乱 用防止の意識を高めるため の教育を支援します。	薬物乱用防止教室については、市立中学校全19校で実施します。 小・中各学校における「保健」の授業では、喫煙・飲酒・薬物乱用防止について学び、児童生徒が学んだ知識を活用できる授業づくりを実践します。	教育指導課

柱3 家庭や地域における教育力の向上

【めざす方向性】

妊娠期から育児期・学齢期にわたる切れ目ない支援の実現に向けては、家庭での養育力(子育て力)の向上が重要とされており、そのためには課題を抱えながらも孤立している

親子への支援の強化や、地域や関係機関との連携強化、情報共有による家庭教育支援の充実をより一層推進していく必要があります。

また、学校教育を通じて、親子が地域と接する交流機会の充実を図ります。さらに、公民館における家庭教育の支援や世代間交流・伝承文化の継承を目的とした事業、これまでの市内 19 中学校区を基本に組織された学校・家庭・地域の三者連携組織を基盤に、地域と学校が連携して地域全体で子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」の推進に取り組みます。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
80	乳幼児をもつ 子育て家庭の 交流	未就学児の保護者が、親子 同士の交流を通じて、自分 自身に合った子育てを見つ けられるよう、相互に学び あう場を提供します。	保育園での地域交流や園庭開放、保育体験等の事業をとおして、親同士が学びあえる交流を実施します。 子育て支援センター・つどいの広場等において、親子同士が交流できる子育てひるばを実施します。	保育課子育て企画課
81	公民館事業の 充実	公民館において、子どもを 対象に様々な体験や交流が できる事業を実施し、子ど もの学習機会の充実を図り ます。	引き続き公民館において事業を実施することにより、 公民館での学習機会の充実を図っていきます。	生涯学習総務課
82	音楽・演劇 鑑賞事業	子ども向けのわかりやすく 楽しい楽曲で構成したファ ミリーコンサートや、誰も が知っている演目を気軽に 観劇することができるミュ ージカルを開催します。(本 事業は、出資団体である (公財)藤沢市みらい創造 財団が実施しています。)	身近な場所で親子一緒に楽 しむことができる鑑賞の機 会を絶やさず提供していき ます。	文化芸術課
83	アウトリーチ 事業 (学校訪問 事業)	合唱指導、卒業制作指導、 オペラ体験、各種楽器の体験など、学校の希望に合わせた指導者を派遣します。 (本事業は、出資団体である(公財)藤沢市みらい創造財団が実施しています。)	プロの音楽家や声楽家による芸術鑑賞の機会の提供や、歌唱・演奏等の指導をとおして、児童生徒に文化芸術に触れる機会を提供することで、豊かな感受性を育むことをめざします。	文化芸術課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
84	インクルーシ ブスポーツ 事業の推進	子どもから高齢者、障がい のある方まで、誰もが同じ フィールドに身を置き、共 にスポーツを楽しめる環境 の整備に努めます。	共生社会の実現をめざし、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる環境の整備を進めるとともに、藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の活動をより活発なものとすることで、「障がい」に対する理解を深めるとともに、障がい者スポーツを推進します。	スポーツ推進課
85	学校·家庭· 地域連携協力 体制推進事業	「学校・家庭・地域連携推 進会議会」に業務委託 を行い、中学校区を基本に 市内に設置された15で でありまでである。 でありまではいるではいる。 でありまではいるではではいる。 でありまではいるではではいる。 でありまではではいる。 では、学のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	会長会を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴を行える課題や特徴を行いていたででは、対していたでは、対していたでは、対していたができないでは、対していたができないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	教育総務課市民自治推進課生涯学習総務課
86	開かれた 学校づくり	おはようボランティア、学校支援ボランティア等の活用推進を図ります。 児童生徒や保護者、地域の方のアンケート結果や意見を踏まえた学校評価の充実を図ります。	学校・家庭・地域が連携、 協働し、学校を取り巻く地 域の実態に応じた、特色あ る学校づくりを推進しま す。	教育指導課

柱4 学校教育等の環境の整備

【めざす方向性】

グローバル化や急激な少子高齢化、急速な情報化の進展により、将来の変化を予測する ことが困難な時代において、次代を担う子どもが個性豊かに生きる力を伸長させることが できるような取組を、「藤沢市教育振興基本計画」に基づき着実に進めていきます。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
87	学びを育む ための指導の 充実	児童生徒の豊かな心を育み、基礎的・基本的な知識・技能及びこれらを活用する思考力、判断力、表現力を身につけさせるために、各学校が校内研究等をとおして、学校・家庭・地域の実態を踏まえながら、指導方法の工夫改善と指導の充実を図ります。	「学習指導要領」や「学校教育ふじさわビジョン」の ねらいの実現を図るため、学校訪問等支援の充実を図 ります。	教育指導課
88	教職員の 研究・研修の 充実	校内研究推進担当者会を実施します。 研究推進校による研究発表会を開催します。 小・とはする研究委託事業を主ます。 か・とする研究を表表を実施したがある。 教職員を対象にした研修会を実施します。 教育文化センターで調査研究会を実施します。 教育文化セカラ関係職員の研究を実施します。 指導改善のポイン、各学校に付せた教育活動の推進を支援します。	「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業づくり、また、支援教育の視点を表現ができた。 を立った授業実践ができるとと教育のできます。 教育課程、学習指導のできると、指導の充実を図り、また。 教育課程、学習指導のの変し、ののをのでである。 教育研究会で進中、教育のでのであると、大教育のでは、大教育、大教育、大教育、大教育、大教育、大教育、大教育、大教育、大教育、大教育	教育指導課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
89	教育連携の 推進	幼保小中特連携担当者会を 開催し、幼児教育と小・特 別支援学校や小学校と中・ 特別支援学校の校種間の教 育の充実及び連携の推進を 図るため、研修・交流など を行います。	子どもの成長過程に合わせ た教育活動を行うために、 幼稚園・保育所・小学校・ 中学校・特別支援学校の連 携を推進します。	教育指導課保育課
90	小学校学習 支援事業	児童の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、小学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとと もに、基礎的・基本的な学 力の確実な定着を図るた め、市立小学校全35校に おいて実施します。	教育指導課
91	中学校学習 支援事業	生徒の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、中学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとと もに、基礎的・基本的な学 力の確実な定着を図るた め、市立中学校全 19 校に おいて実施します。	教育指導課
92	人権・環境・ 平和教育の 推進	児童生徒及び教職員を対象 に、人権教育・環境教育・ 平和教育の啓発と研修を行 います。	持続可能な社会の担い手を 育む教育(ESD)を一層推 進させ、各学校の人権教 育・環境教育・平和教育を 充実させます。	教育指導課
93	野外体験活動 の推進	自然に恵まれた八ヶ岳周辺 で行う体験活動を通じて、 児童生徒の心身ともに豊か な人格を育みます。	引き続き、様々な体験学習 や宿泊による共同生活をと おして、児童生徒の社会性 を培い、人間性を育む機会 を提供します。	教育総務課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
94	学校における安全対策の充実	児童生徒の安全確保に向けて見守りやパトロールなど、地域の方や関係機関との連携を深めます。 スクールガード・リーダーに、地域や学校の実態に即した活動を依頼します。 水難事故防止のため、ジュニアライフセービング教室を発望する市内小・中学校で実施します。 学校において防災研修会等を実施します。	ジュニアライフセービング 教室、防災研修会、地域安 全マップ作り等を生かし た、各学校の安全指導の充 実を図ります。 地域が一体となった協力体 制の一層の充実を図りま す。	教育指導課
95	ICT を活用した学習環境の整備	教師が授業で活用するとともに、児童生徒が学習で活用できるパソコンを整備します。また、校内無線LAN、教室用プロジェクター等を整備することで、普通教室でICT機器を活用できる環境を整備します。	ICT を活用した学習を推進することで、児童生徒にとってよりわかりやすい授業が実現します。ドリルソフト等の活用で、個々の状況に応じた学習に取り組むことができます。	教育総務課
96	小•中学校 整備事業	藤沢市立学校施設再整備計画に基づき、学校施設の安全対策・維持保全、環境整備等各種整備工事並びに施設の改築や大規模改修等の事業を実施します。	計画に基づき、各種整備工事等を実施することで教育環境の向上を図ります。	学校施設課

基本目標4:子育てしやすい生活環境の整備

子どもを安心して健やかに育むためには、子育てを支援する生活環境の整備や安全の確保に向けた取組が重要です。

生活環境の整備については、これまでも取組を進めてきたところですが、子どもの視点、 子育て家庭の視点に立って、引き続き、計画的な事業の推進に取り組む必要があります。 また、子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくし、安全で安心して暮らすことがで きるように、関係機関や地域住民との連携を密にし、子どもの安全を地域全体で見守る仕 組づくりにより一層取り組む必要があります。

柱1 生活・居住環境の整備

【めざす方向性】

ニーズ調査では、「ベビーカーで移動しやすい道路環境整備」などの要望が多く寄せられています。子どもや親子が安心して自由に行動できるように、引き続き、安心して遊べる公園の整備や、安全に歩行できる歩道の確保、子育てバリアフリーの推進に取り組みます。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
97	市営住宅の環境整備	住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくるとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	市営住宅入居者募集時に優 遇制度の適用をすることや 適宜随時募集を行うこと で、引き続き入居しやすい 環境を整えます。	住宅政策課
98	緑地保全地区 等の拡大	藤沢市緑の実施計画に基づ く緑地取得を進めます。	毎年度1件を目標に緑地の 取得を進めます。	みどり保全課
99	緑化推進運動	「藤沢市緑と花いっぱい推進の集い」や各種コンクールの実施等で緑化普及啓発活動を行います。	明るく住みよい緑豊かな街 づくりをめざすため、「藤沢 市緑と花いっぱい推進の集 い」を開催し、緑化の普及 啓発活動を推進します。	みどり保全課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
100	公園・広場等 の拡大	未整備の都市計画公園を中心に公園整備を進め、オープンスペースの充実を図ります。	未供用の都市計画公園の整備を進めます。 ◆ 令和6年度の成果目標: 80.1%	公園課
101	安全な遊び場 をめざした 地域との連携	公園・広場などの管理・利用にあたっては、公園愛護会や地域の団体などと十分な連携を図り、安全で安心して利用できるように努めます。	公園等の美化・安全見守り 活動を勧奨し、愛護会活動 団体を現状より増加させる とともに活動の活性化を推 進します。	公園課
102	スポーツ施設の改修事業	子どもたちが安心してスポーツ施設を利用できるよう、老朽化した施設・設備を計画的に改修し、長寿命化を図ります。	既存スポーツ施設の劣化度 を調査し、現状を把握する とともに、中長期の修繕計 画を策定します。 策定された修繕計画をもと に施設の改修を行い、市民 に安心安全なスポーツ施設 を提供します。	スポーツ推進課
103	歩行空間等 整備事業	整備中の路線の事業進捗を 図るとともに、誰もが安全 に安心して通行できる道路 交通環境の整備を進めま す。	誰もが安全で安心して歩ける環境をつくるため、主に駅や公共施設へ連絡する道路や通学路について、歩道の整備を進めます。	道路整備課
104	藤沢市道路 特定事業計画 の推進	平成 27 年度に策定した善行駅周辺地区移動円滑化基本構想に基づき道路特定事業を実施します。(9路線: 2.97km)	善行駅周辺地区移動円滑化 基本構想で、生活関連経路 として位置づけた路線につ いて、バリアフリー化を進 めます。	道路整備課
105	公共施設のバ リアフリー化	公共施設整備において、「藤 沢市公共建築ユニバーサル デザインマニュアル」等を 活用し、各施設のバリアフ リー化を推進します。	新築工事及び改修工事において、「藤沢市公共建築ユニバーサルデザインマニュアル」等を活用し、各施設のバリアフリー化を推進します。	公共建築課
106	藤沢バリアフ リーマップ	定期的にバリアフリーの現 沢調査を行い、ホームペー ジ上に掲載している「藤沢 バリアフリーマップ」の更 新を行います。	最新の情報へ定期的に更新 を行い、よりわかりやすく 利用しやすいホームページ の作成に努めます。	障がい福祉課

柱2 安全・安心なまちづくりの推進

【めざす方向性】

ニーズ調査では、「通学路などの防犯・安全対策」についての要望が多く寄せられています。子どもを痛ましい事故から守るため、関係機関や地域と連携しながら、交通安全教育や交通安全運動の推進、交通安全施設の整備に引き続き取り組みます。

また、子どもが犯罪に巻き込まれることがないよう、引き続き市民の防犯意識の高揚や防犯灯などの整備を進めるとともに、関係機関と連携し地域全体で防犯体制の強化を図ります。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
107	交通安全啓発 の推進	子どもたちや保護者に、交通ルール・マナーや危険予知・危険回避などの知識を身につけてもらうために、関係機関・団体等と連携し、交通安全教室や、啓発活動等を実施します。	各種事業を推進し、子ども たちや保護者に対して効果 的な交通安全啓発を行いま す。	防犯交通安全 課
108	犯罪のない 明るいまちづ くりの推進	市民や事業者、関係機関・団体等と連携し、子どもたちを犯罪や不審者等から守るための様々な取組を積極的に推進します。	各種事業を推進し、警察や 防犯関係団体との連携を深め、効果的な防犯対策を講 じます。	防犯交通安全 課
109	通学路の指定及び安全の確保	小学校が指定している通学 路の変更、追加などの相 談、報告を受け、実態を把握します。また、小学校が 握します。また、小学校的 を受け、小学校の を受け、大学校の を受け、大学のを が、点検の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、点検対策の を受け、 のほか、 のほか、 のほか、 のほか、 のほか、 のほか のはの とをを のはか、 の とを の との との との との との との との との との との との との と	関係機関や地域と連携し、児童生徒の登下校時の安全確保に向け、継続した安全対策の実施に取り組みます。	学務保健課

基本目標5:仕事と家庭との両立の推進

少子化対策という視点から、男女平等の意識や、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直す「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の考え方がより一層重要となっています。

市民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働きながら、子育てや地域の中での活動の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるように、男女平等の意識やワーク・ライフ・バランスの考え方を市民や事業所など広く地域社会に浸透させ、働きやすい、子育てしやすい環境を整えることが重要です。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プランを策定し、男女共同参画の認識を広めるための啓発に取り組んでいます。

また、労働団体、企業・経済団体、NPO、大学、行政等の各団体が連携・協力して「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」を設置して、多様な生き方・働き方をお互いに理解し、尊重し合う社会をめざしていけるような施策を進めています。

こうした取組をさらに充実させ、働きやすい、子育てしやすい環境づくりを進めます。

柱1 仕事と子育てとの両立支援の推進

【めざす方向性】

近年共働き家庭が増加し続けていますが、他方で待機児童が依然として多く存在しているほか、就労の継続を希望しながらも「仕事と子育ての両立が困難である」という理由で出産を機に退職する女性も多く存在しています。また、内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」によれば、男性の子育てへの参画に関する意識は高まっていますが、他方で、内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」によれば、子育て期の男性が長時間労働を行う割合は依然として高く、家事・育児に従事する時間は短いままになっています。

男性も女性も仕事との両立を図りながら安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスを充実する一方で、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層浸透させていくことが重要です。

このため、男女共同参画プランの策定をはじめとして、女性・男性両者の育児・介護休業などの取得促進や労働時間短縮など、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国や神奈川県などと連携しながら広く啓発活動を進めるとともに、「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」において地域の実情を把握し、具体的な支援施策に取り組みます。

また、労働相談事業を引き続き実施するなど、働きやすい環境づくりに努めます。

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
110	男女平等意識 の啓発	男女共同参画社会の実現に 向けて、市民に向けた啓発 活動を行います。	男女共同参画についての認 識を広めるため、市民・事 業者等に向けた啓発活動の 充実を図ります。	人権男女共同 平和課
111	就労支援体制 の充実	就労支援及び資格取得講座の実施や、湘南合同就職面接会を開催します。	就労支援及び資格取得講座 について指定管理者と連携 をとり、より多くの方が参 加し就労やスキルアップに つながるような支援を効果 的に実施していきます。 湘南合同就職面接会につい て関係機関と連携し、効率 的な就職機会と人材発掘の 場を提供していきます。	産業労働課
112	働きやすい 環境づくりに 向けた啓発	機関紙「勤労ふじさわ」発 行による、企業や勤労者へ の働き方に関する諸制度等 の紹介や意識啓発を行いま す。また、ふじさわワー ク・ライフ・バランス推進 会議の開催及びワーク・ラ イフ・バランス推進事業を 実施します。	「勤労ふじさわ」を継続して発行するとともに、より効果的な意識啓発にも取り組みます。 ワーク・ライフ・バランスの推進について講演会の開催やパンフレット配布等により継続して啓発に取り組みます。	産業労働課
113	雇用環境の 整備	労働相談を定期的に実施 し、また立ち寄りやすい駅 等で街頭労働相談会を開催 します。	労働に関する相談を気軽に 行えるよう、継続的に事業 を実施するとともに、市民 へ積極的に周知します。	産業労働課
再掲 11	保育所等の 計画的な整備 や受入児童数 の拡大	藤沢市保育所整備計画に基づき、認可保育所などの保育施設の新設整備や再整備による定員拡大を行うとともに、待機児童の9割を占める1~2歳児の受け皿を確保するため、既存保育施設の空きスペース等の活用や保育士確保の強化などにより、保育の受け入れ枠の拡充を図ります。	待機児童の9割以上を占める1~2歳児の保育ニーズに対応するため、認可保育所及び小規模保育事業の公募による新設整備や既存保育施設を活用した保育の受け皿確保をはじめ様々な事業を推進することにより国基準の待機児童解消をめざします。	子育て企画課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
再掲 7	ファミリー・ サポート・ センター事業	安心して子育てができるよう、〇歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営し、保護者の仕事と育児の両立等を支援します。	「まかせて会員」の割合が 低い地域に対し、回覧等の 周知活動を重点的に行うこ とにより、「まかせて会員」 の増員を図ります。	子ども家庭課
再掲 8	子育て短期支 援事業 (ショート ステイ事業・ トワイライト ステイ事業)	子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行う、トワイライトステイ事業やショートスティ事業を実施します。	本事業の支援を必要としている家庭へ情報が行き届くよう、引き続き周知に努めます。	子ども家庭課

基本目標6:だれひとり取り残さない 地域共生の推進

平成 28 年国民生活基礎調査によると、子どもの7人に1人が経済的な貧困に陥っているとされ、本市においても核家族化の進行や地縁関係の希薄化など社会環境が大きく変化する中で、困難を抱えた子どもは特別な存在ではなく、地域全体で支えていく仕組づくりが必要であるとの声が高まってきました。

そこで、本市では、子どもの貧困対策を子ども・子育て支援施策の中で体系づけ、実施計画を策定するための基礎資料として、2018年(平成30年)に「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が 2019 年(令和元年)に改正され、 市町村による計画策定が努力義務とされたことを踏まえ、同法並びに「子ども・若者育成 支援推進法」に基づく市町村計画として、「藤沢市子ども共育計画」を策定します。

本計画が、子ども・若者、子育て家庭を対象とした計画であることに対し、「藤沢市子ども共育計画」は、その中でも、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して施策を講じる計画として策定します。

「藤沢市子ども共育計画」は「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」をめざす基本的な方向性として掲げ、具体的な事業を実施します。

だ れひとり取り残さない あ たた か 61 地 域 、共生社会の実現に向け

基本的な 方向性

基本的な 視点

施策方針

施策の柱

施策方針1

気づく・ 受けとめる・ 必要な支援に つなぐ 柱1妊娠・出産、育児への 切れ目ない支援の推進

柱2学校をプラットフォームとした 取組の推進

柱3切れ目ない相談支援の充実

視点2

視点1

予防的な関わり、 早期の発見、 早期の対応

子ども・若者の

権利を第一に尊重

施策方針2

子どもの医療や 障がいに関する 相談・支援を 充実する 柱1子どもの医療への受診支援

柱2障がい児等の相談・支援の充実

視点3

子ども・若者、 子育て家庭に 対する、 切れ目ない 包括的な支援

施策方針3

暮らしや 子育てを 支援する 柱1子どもの適切な養育に関わる 支援の充実

柱2暮らしを支える支援の充実

柱3子どもに届く経済的支援の充実

視点4

支援が届かない、 届きにくい 子ども・若者、 子育て家庭への 支援

施策方針4

教育を受ける 権利の保障と 学びを支援する 柱1学校教育における 学力保障の取組

柱2多様なニーズに応じた 支援教育の推進

柱3教育機会均等のための 環境整備

視点5

困難の世代間連鎖 を断ち切る、 公正の観点からの 支援

施策方針5

修学、就労、 自立に向けた 支援をする 柱1子ども・若者に対する 修学・就労・自立支援の充実

柱2保護者に対する 就労・自立支援の充実

視点6

地域社会全体で 「共育(ともいく)」 の取組を推進

柱1子どもが主役の地域共生 社会に向けた啓発・機運醸成

柱2地域活動の担い手の 育成・活動団体への支援

柱3多様な体験の充実

柱4すべての子ども・若者を包摂 する居場所・つながりの確保

柱5学校・家庭・地域の連携・協働 の推進

施策方針6

地域全体で 共に支える 基盤をつくる

95

第5章

教育・保育及び 地域子ども・子育で支援事業の 量の見込みと確保方策

1.子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度における市町村の役割

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、国が子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するために定める基本的な指針を踏まえ、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

策定にあたっては、子ども・子育て支援事業計画において次の5項目を定め、総合的・計画的に行うこととされており、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上を図っていきます。

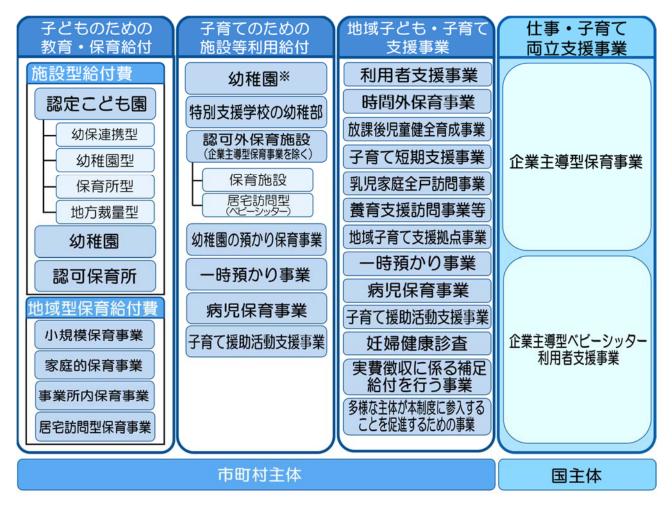
- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供 体制の確保の内容及びその実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④ 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- ⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

(2) 給付・支援事業

子ども・子育て支援法において、幼児期の教育・保育の提供(給付)や子育て支援に関する事業として、「子どものための教育・保育給付」「子育てのための施設等利用給付」「地域子ども・子育て支援事業」「仕事・子育て両立支援事業」が定められています。

このうち、「子育てのための施設等利用給付」は、2019年(令和元年)10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、新たに創設された給付事業です。幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を保証するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的としており、3歳から就学前までの児童、及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童の教育・保育にかかる基本的な利用料(保育料)を対象に、「子どものための教育・保育給付」及び「子育てのための施設等利用給付」による給付事業として実施されます。

制度に関連する給付・支援事業の全体像は次のとおりです。



※幼稚園のうち、施設型給付を受ける幼稚園を除く。

① 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、認定こども園・幼稚園・認可保育所の「特定教育・保育施設」や、小規模保育事業等の「特定地域型保育事業」において、市町村から認定を受けた児童の教育・保育の提供に要する費用に関する給付で、次の2つに分類されます。

■施設型給付

施設型給付の対象施設は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設となります。施設型給付の対象施設を「特定教育・保育施設」といいます。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業 所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」の4つです。地域型保育給付の対象事業を「特 定地域型保育事業」といいます。

	施設•事業	概要
特定	認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に
定 教	応任ところ図	行う施設
教育	 幼稚園	学校教育法に基づき、満3歳から小学校就学前までの幼児の
保	· 对性图	教育を行う施設(施設等利用給付を受ける園を除く)
保育施設	認可保育所	児童福祉法に定める、保育を必要とする0~5歳児に対して
彭	減り休月別	保育を行う施設で、知事等の許可を受けた児童福祉施設
	小组塔尔夸声类	市町村の認可を受けた事業者が、少人数(定員6~19人)で
	小規模保育事業	保育を必要とする0~2歳児に対して保育を行う事業
特定		市町村の認可を受けた保育士資格等のある保育者(家庭的保
地	家庭的保育事業	育者) の居宅等で、少人数 (定員5人まで) で保育を必要とす
特定地域型保育事業		る0~2歳児に対して保育を行う事業
禕		企業や病院等の事業所が、従業員や職員を対象に、職場内や職
育車	事業所内保育事業	場の近くに設置した市町村の認可基準を満たす事業
業		※地域の保育を必要とする子どもの受け入れも実施
	 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者によ
	冶七砂侧坐体月争来	る保育を行う事業

② 子育てのための施設等利用給付

子育てのための施設等利用給付は、市町村からの認定を受けた利用者が、子育てのための施設等利用給付の対象として市町村の確認を受けた「特定子ども・子育て支援施設等」を利用した際にかかる基本的な保育料を対象とした給付です。

施設•事業		概要	
特定子ども・子育て支援施設等	幼稚園	学校教育法に基づき、満3歳から小学校就学前までの幼児の 教育を行う施設(施設型給付を受ける園を除く)	
	特別支援学校の幼稚 部	学校教育法に基づく特別支援学校に設置された幼稚園	
	認可外保育施設	都道府県の許可を受けていない保育施設 (藤沢型認定保育施設・幼児教育施設等を含む)	
	預かり保育事業	幼稚園において、開園日の教育時間前後や長期休業日に、在園 児童を預かる事業	
	一時預かり事業	保護者が就労している場合や緊急の用事が生じた時、リフレッシュしたい時などに、認可保育所において、一時的に保育する事業	
	病児・病後児保育 事業	児童が病気やその回復期で集団保育が困難であり、保護者が 就労等により家庭での保育が困難な場合、病院・保育所等にお いて児童を一時的に保育する事業	
	ファミリー・サポー ト・センター事業	子育ての援助を受けたい人と行うことができる人が会員組織 を構成し、預かり等を行う事業	

③ 保育の必要性の認定

教育・保育施設及び事業等の利用にあたっては、保育の必要性の有無に応じた給付認定を市町村から受ける必要があります。

給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性の有無、利用施設・事業の種別等に応じた区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して認定します。

(ア) 給付認定区分

■特定教育・保育給付認定

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための給付認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
	なし	_	_
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定) 3号認定 (保育短時間認定)	認可保育所 認定こども園(保育利用) 地域型保育事業
** • • • • • • • • • • • • • • • • • •	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園(施設型給付を受ける園) 認定こども園(教育利用)
満3歳以上	あり	2号認定 (保育標準時間認定) 2号認定 (保育短時間認定)	認可保育所 認定こども園(保育利用)

[※]保育の必要性がある場合には、保育標準時間(主にフルタイムの就労を想定)と保育短時間(主にパートタイムの就労を想定)の2区分によって認定を行うことになります。 また、満3歳以上で、保育の必要性がない場合には、教育標準時間認定を受けることになります。

■施設等利用給付

特定子ども・子育て支援施設等の利用にあたり、子育てのための施設等利用給付を受けるためには、給付対象であることの認定を受ける必要があります。

年齢	保育の必要性	認定区分	特定子ども・子育て支援施設等 (利用できる主な施設及び事業)
	なし	-	-
満3歳未満(非課税世帯のみ)	あり	3 号認定	認可外保育施設 幼稚園の預かり保育事業 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業
	なし	1号認定	幼稚園(施設等利用給付を受ける園) 特別支援学校の幼稚部
満3歳以上	あり	2号認定	認可外保育施設 幼稚園の預かり保育事業 一時預かり事業 病児・病後児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業

[※]保育の必要性があり、2号認定を受けられる場合は、4月1日時点で3歳以上の場合に限ります。満3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日を迎えるまでの間は、非課税世帯の場合のみ、3号認定を受けることができます。

(イ) 保育の必要性の事由について

「保育の必要性」が認められる事由については、次のとおりです。

保護者の状況	保育を必要とする事由
① 就労	就労をしていて、月に 64 時間以上拘束されることが常態となっている 場合
② 妊娠・出産	母親の出産準備や出産後の休養が必要な場合
③ 保護者の疾病	病気やけがをしている場合
④ 保護者の障がい	精神や身体に障がいがある場合
⑤ 親族等の介護・看護	親族を介護又は看護していて、月に 64 時間以上拘束されることが常態となっている場合
⑥ 災害復旧に従事	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合
⑦ 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合
⑧ 就学	大学・専門学校・職業訓練校等(通信制・定時制は含まない。)に就学していて、月に64時間以上拘束されることが常態となっている場合
⑨ 対象園児のきょう だいの育児休業中	園を利用している児童の弟妹が生まれ、育児休業を取得する場合
⑩ その他	その他市長が必要と認める場合

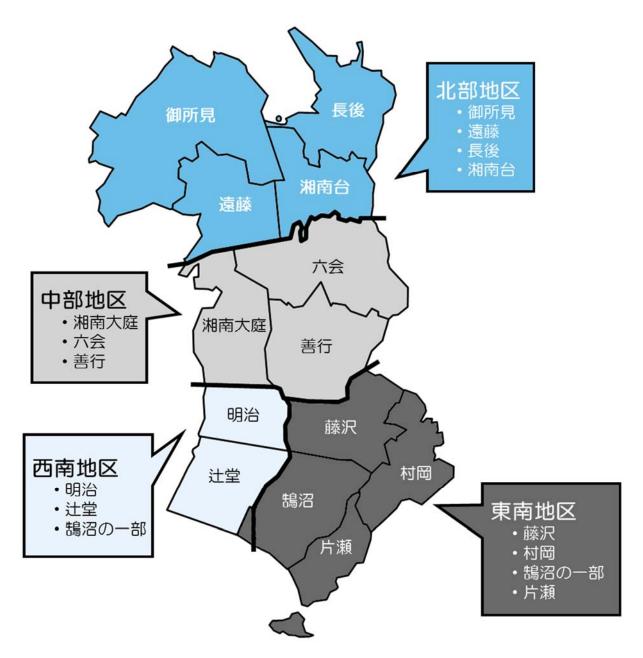
※2019年(令和元年)10月時点

2. 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援事業計画において、 地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(「教育・ 保育提供区域」)を設定することが求められています。

本計画では、第1期計画における考え方を踏襲し、教育・保育の量の見込みを定める教育・保育提供区域は全市を4地区に区分し、地域子ども・子育て支援事業に関する提供区域は全市1区域として設定します。

なお、教育・保育提供区域に基づいて、藤沢市保育所整備計画の改定を行い、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化などに配慮して、施設整備や需給調整を行います。



3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」と「確保の内容(提供体制)」は次のとおりです。

(1) 量の見込みと確保方策

【確保方策の考え方】

●認定こども園(教育利用)・幼稚園

教育利用に関するニーズに対し、市内に設置された認定こども園及び幼稚園、また幼稚園に準じる施設として市が認定した幼児教育施設において対応することを想定しています。

●認定こども園(保育利用)・認可保育所・地域型保育事業等

保育需要の高い地域を中心に、待機児童の多い低年齢の受け入れに配慮した定員構成の 認可保育所及び地域型保育施設等の新設や、既存施設の定員拡大などを推進します。認定 こども園については、移行における課題や各施設の個別事情等に留意する中で、移行に向 けた支援を進めます。

また、認可外保育施設に係る地方単独認証保育施設として、引き続き、藤沢型認定保育施設事業を実施するとともに、企業主導型保育事業への支援と連携を進め、地域枠の活用など、待機児童の受け皿確保を図ります。

具体的な量の見込みと確保の内容は、次ページより記載します。

(2) 3号認定子どもの保育提供率の目標値

待機児童数の多くを占めている3号認定子ども(3歳未満)の計画期間中の保育提供率(3歳未満の人口推計に占める3号認定の利用定員数)の目標値は次のとおりです。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
目標値	37.5%	42.2%	44.8%	46.4%	48.1%

① 市全域

(単位:人)

	2020 年度	4.0	2	예		3号		-
	(令和2年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
Imim	量の見込み ①	5,966	565 6,531	4,138	644	3,273	3,917	14,586
6 1	選保の内容 ②		7,460	4,894	752	3,135	3,887	16,241
	特定教育•保育施設		660	4,589	629	2,512	3,141	8,390
	施設等利用給付を受ける幼稚園		6,480	-	_	_		6,480
	特定地域型保育事業	_	_	0	52	249	301	301
	藤沢型認定保育施設	_	_	239	36	179	215	454
	企業主導型保育事業	_	_	66	35	122	157	223
	上記以外		320			73	73	393
	2-1		929	756	108	∆138	∆30	1,655

2021 年度		2	号		3号		=1
(令和3年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
量の見込み(1)	5,676	534	4,178	673	3,402	4,075	14,463
		6,210	4,170	0	5,402	4,070	14,400
確保の内容 ②		7,460	5,253	800	3,500	4,300	17,013
特定教育•保育施設		860	4,948	662	2,720	3,382	9,190
施設等利用給付を受ける幼稚園		6,280	_		_	_	6,280
特定地域型保育事業	_	_	Ο	67	335	402	402
藤沢型認定保育施設	_	_	239	36	179	215	454
企業主導型保育事業	_	_	66	35	122	157	223
上記以外		320			144	144	464
2-1		1,250	1,075	127	98	225	2,550

(単位:人)

	2022 年度	4.0		号		3号		=1
	(令和4年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	の見込み(1)	5,508	517 6,025	4,290	705	3,562	4,267	14,582
確	保の内容 ②		7,460	5,460	839	3,695	4,534	17,454
	特定教育•保育施設		1,110	5,155	689	2,841	3,530	9,795
	施設等利用給付を受ける幼稚園		6,030		_	_	—	6,030
	特定地域型保育事業	_		0	79	399	478	478
	藤沢型認定保育施設	_	_	239	36	179	215	454
	企業主導型保育事業	_	_	66	35	122	157	223
	上記以外		320	_		154	154	474
	2-1		1,435	1,170	134	133	267	2,872

(単位:人)

	2023 年度	4.5		号		3号		=1
	(令和5年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	■ の見込み ①	5,381	504	4,423	735	3,686	4,421	14,729
			5,885	1, 120	100	0,000	1, 12 1	1 1,1 20
码	産保の内容 ②		7,460	5,588	859	3,772	4,631	17,679
	特定教育•保育施設		1,360	5,283	698	2,907	3,605	10,248
	施設等利用給付を受ける幼稚園		5,780	_	_	_		5,780
	特定地域型保育事業	_	_	0	90	445	535	535
	藤沢型認定保育施設	_		239	36	179	215	454
	企業主導型保育事業	_	_	66	35	122	157	223
	上記以外		320			119	119	439
	2-1		1,575	1,165	124	86	210	2,950

	2024 年度	4.5	2	号		3号		=1
	(令和6年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	の見込み ①	5,244	492	4,537	764	3,786	4.550	1 / 000
■	量の見込み ①		5,736	4,037	704	3,700	4,550	14,823
码	窪保の内容 ②		7,460	5,706	871	3,844	4,715	17,881
	特定教育•保育施設		1,360	5,401	707	2,973	3,680	10,441
	施設等利用給付を受ける幼稚園		5,780					5,780
	特定地域型保育事業	_	_	0	93	461	554	554
	藤沢型認定保育施設	_	_	239	36	179	215	454
	企業主導型保育事業	_	_	66	35	122	157	223
	上記以外		320			109	109	429
	2-1		1,724	1,169	107	58	165	3,058

② 東南地区

(単位:人)

	2020 年度	4.0	2	峥		3号		==
	(令和2年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
il il	量の見込み ①	2,088	198 2,286	1,598	236	1,274	1,510	5,394
₹	確保の内容 ②		2,371	1,889	310	1,263	1,573	5,833
	特定教育•保育施設		450	1,814	251	998	1,249	3,513
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,775	—		_		1,775
	特定地域型保育事業	_	_	0	23	111	134	134
	藤沢型認定保育施設	_	_	28	14	47	61	89
	企業主導型保育事業	_	_	47	22	78	100	147
	上記以外		146			29	29	175
	2-1		85	291	74	∆11	63	439

2021 年度		2	号		3号		=1
(令和3年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
量の見込み(1)	1,987	187 2,174	1,613	247	1,324	1,571	5,358
確保の内容 ②		2,371	1,961	319	1,337	1,656	5,988
特定教育•保育施設		650	1,886	257	1,042	1,299	3,835
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,575					1,575
特定地域型保育事業	_		0	26	127	153	153
藤沢型認定保育施設	_	_	28	14	47	61	89
企業主導型保育事業	_	_	47	22	78	100	147
上記以外		146			43	43	189
2-1		197	348	72	13	85	630

(単位:人)

2022 年度	4.5	2	号		3号		=1
(令和4年度)	1 号	「教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
量の見込み(1)	1,928	181 2,109	1,656	258	1,386	1,644	5,409
確保の内容(2)		2,371	2,037	334	1,418	1,752	6,160
特定教育•保育施設		650	1,962	269	1,097	1,366	3,978
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,575	_	_			1,575
特定地域型保育事業	_	_	0	29	143	172	172
藤沢型認定保育施設	_	_	28	14	47	61	89
企業主導型保育事業	_	_	47	22	78	100	147
上記以外		146			53	53	199
2-1		262	381	76	32	108	751

(単位:人)

	2023 年度	4.5	2	믕		3号		=1
	(令和5年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	量の見込み ①	1,883	176 2,059	1,708	270	1,435	1,705	5,472
6 8	催保の内容 ②		2,371	2,073	340	1,446	1,786	6,230
	特定教育•保育施設		650	1,998	272	1,119	1,391	4,039
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,575	_	_	_	—	1,575
	特定地域型保育事業	_	_	0	32	159	191	191
	藤沢型認定保育施設	_	_	28	14	47	61	89
	企業主導型保育事業	_	_	47	22	78	100	147
	上記以外		146	_		43	43	189
	2-1		312	365	70	11	81	758

	2024 年度	,		숌		3号		=1
	(令和6年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	量の見込み ①	1,835	172 2,007	1,752	280	1,474	1,754	5,513
石	産保の内容 ②		2,371	2,145	346	1,495	1,841	6,357
	特定教育•保育施設		650	2,070	278	1,163	1,441	4,161
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,575					1,575
	特定地域型保育事業	_	_	0	32	159	191	191
	藤沢型認定保育施設	_	_	28	14	47	61	89
	企業主導型保育事業	_	_	47	22	78	100	147
	上記以外		146			48	48	194
	2-1		364	393	66	21	87	844

③ 西南地区

(単位:人)

	2020 年度	4.0	2	峥		3号		==
	(令和2年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	の見込み ①	1,253	118 1,371	904	146	794	940	3,215
確	淫保の内容 ②		1,537	1,126	155	675	830	3,493
	特定教育•保育施設		0	953	132	515	647	1,600
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	_		_	_	1,395
	特定地域型保育事業	_	_	0	9	40	49	49
	藤沢型認定保育施設	_	_	173	9	86	95	268
	企業主導型保育事業	_	_	0	5	16	21	21
	上記以外		142			18	18	160
	2-1		166	222	9	∆119	△110	278

	2021 年度		2	号		3号		=1
	(令和3年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	量の見込み ①	1,192	112 1,304	913	152	825	977	3,194
7 61	産保の内容 ②		1,537	1,273	182	843	1,025	3,835
	特定教育•保育施設		0	1,100	150	609	759	1,859
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	_		_		1,395
	特定地域型保育事業	_	_	0	18	88	106	106
	藤沢型認定保育施設	_	_	173	9	86	95	268
	企業主導型保育事業	_	_	0	5	16	21	21
	上記以外		142			44	44	186
	2-1		233	360	30	18	48	641

(単位:人)

	2022 年度	4.0	2	믕		3号		=1
	(令和4年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	の見込み ①	1,157	109 1,266	938	160	864	1,024	3,228
6 7	全体の内容 ②		1,537	1,309	191	892	1,083	3,929
	特定教育•保育施設		0	1,136	153	631	784	1,920
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	_		_	_	1,395
	特定地域型保育事業	_	_	0	24	120	144	144
	藤沢型認定保育施設	_	_	173	9	86	95	268
	企業主導型保育事業	_	_	0	5	16	21	21
	上記以外		142		_	39	39	181
	2-1		271	371	31	28	59	701

(単位:人)

	2023 年度	4.5	2	믕		3号		=1
	(令和5年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	量の見込み ①	1,130	106 1,236	967	166	894	1,060	3,263
67	催保の内容 ②		1,537	1,345	194	904	1,098	3,980
	特定教育•保育施設		0	1,172	156	653	809	1,981
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395	_	_		_	1,395
	特定地域型保育事業	_	_	Ο	24	120	144	144
	藤沢型認定保育施設	_	_	173	9	86	95	268
	企業主導型保育事業	_	_	Ο	5	16	21	21
	上記以外		142			29	29	171
	2-1		301	378	28	10	38	717

	2024 年度			숌		3号		=1
	(令和6年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	量の見込み ①	1,101	103 1,204	991	173	918	1,091	3,286
石	笙保の内容 ②		1,537	1,381	197	926	1,123	4,041
	特定教育•保育施設		0	1,208	159	675	834	2,042
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,395					1,395
	特定地域型保育事業	_	_	0	24	120	144	144
	藤沢型認定保育施設	_	_	173	9	86	95	268
	企業主導型保育事業	_	_	0	5	16	21	21
	上記以外		142			29	29	171
	2-1		333	390	24	8	32	755

④ 中部地区

(単位:人)

	2020 年度	4.0	2	믕		3号		=1
	(令和2年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
量	の見込み(1)	1,432	136 1,568	791	112	488	600	2,959
確	保の内容 ②		1,497	899	119	533	652	3,048
	特定教育•保育施設		0	899	111	487	598	1,497
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465			_	_	1,465
	特定地域型保育事業	_	_	0	6	26	32	32
	藤沢型認定保育施設	_	_	Ο	0	Ο	Ο	0
	企業主導型保育事業	_	_	0	2	4	6	6
	上記以外		32			16	16	48
	2-1		△71	108	7	45	52	89

2021 年度		2	号		3号		=1
(令和3年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
量の見込み(1)	1,362	128 1,490	799	117	508	625	2,914
確保の内容 ②		1,497	921	122	558	680	3,098
特定教育•保育施設		0	921	111	491	602	1,523
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465					1,465
特定地域型保育事業	_		0	9	48	57	57
藤沢型認定保育施設	_	_	0	0	0	Ο	0
企業主導型保育事業	_	_	0	2	4	6	6
上記以外		32			15	15	47
2-1		7	122	5	50	55	184

(単位:人)

	2022 年度	4.5	2	믕		3号		=1
	(令和4年度)	1号	「教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	■の見込み ①	1,322	124 1,446	820	123	532	655	2,921
67	産保の内容 ②		1,497	957	128	590	718	3,172
	特定教育•保育施設		0	957	117	513	630	1,587
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465	_	_			1,465
	特定地域型保育事業	_	_	0	9	48	57	57
	藤沢型認定保育施設	_	_	Ο	Ο	Ο	0	0
	企業主導型保育事業	_	_	0	2	4	6	6
	上記以外		32	_	_	25	25	57
	2-1		51	137	5	58	63	251

(単位:人)

	2023 年度	4.0		号		3号		=1
	(令和5年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	量の見込み ①	1,292	121 1,413	845	128	550	678	2,936
6 1	雀保の内容 ②		1,497	957	133	599	732	3,186
	特定教育•保育施設		0	957	117	513	630	1,587
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465		_	_	—	1,465
	特定地域型保育事業	_	_	0	14	62	76	76
	藤沢型認定保育施設	_	_	0	Ο	Ο	0	0
	企業主導型保育事業	_	_	0	2	4	6	6
	上記以外		32	_		20	20	52
	2-1		84	112	5	49	54	250

							,	<u> </u>
	2024 年度	4 0		号		3号		=1
	(令和6年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
mimi.	量の見込み ①	1,259	119 1,378	867	133	565	698	2,943
6	寉保の内容 ②		1,497	957	133	594	727	3,181
	特定教育•保育施設		0	957	117	513	630	1,587
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,465		_			1,465
	特定地域型保育事業	_	_	0	14	62	76	76
	藤沢型認定保育施設	_	_	0	0	0	0	0
	企業主導型保育事業	_	_	0	2	4	6	6
	上記以外		32	_		15	15	47
	2-1		119	90	0	29	29	238

⑤ 北部地区

(単位:人)

	2020 年度	4.0	2	예		3号		==
	(令和2年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
limin	量の見込み ①	1,193	113 1,306	845	150	717	867	3,018
₽.	選保の内容 ②		2,055	980	168	664	832	3,867
	特定教育•保育施設		210	923	135	512	647	1,780
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,845			_	_	1,845
	特定地域型保育事業	_	_	0	14	72	86	86
	藤沢型認定保育施設	_	_	38	13	46	59	97
	企業主導型保育事業	_	_	19	6	24	30	49
	上記以外		0			10	10	10
	2-1		749	135	18	△53	∆35	849

2021 年度		2	号		3号		=1
(令和3年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
量の見込み(1)	1,135	107 1,242	853	157	745	902	2,997
確保の内容 ②		2,055	1,098	177	762	939	4,092
特定教育•保育施設		210	1,041	144	578	722	1,973
施設等利用給付を受ける幼稚園		1,845					1,845
特定地域型保育事業	_	_	0	14	72	86	86
藤沢型認定保育施設	_	_	38	13	46	59	97
企業主導型保育事業	_	_	19	6	24	30	49
上記以外		0			42	42	42
2-1		813	245	20	17	37	1,095

(単位:人)

2	022 年度	4.5	2	号		3号		=1
(1	和4年度)	1 号	「教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
量の見	<u>አ</u> み ①	1,101	103 1,204	876	164	780	944	3,024
確保の	内容 ②		2,055	1,157	186	795	981	4,193
特定	教育・保育施設		460	1,100	150	600	750	2,310
施設等	利用給付を受ける幼稚園		1,595	_	_	_		1,595
特定	地域型保育事業	_	_	0	17	88	105	105
藤沢	型認定保育施設	_	_	38	13	46	59	97
企業	主導型保育事業	_	_	19	6	24	30	49
	上記以外		0		_	37	37	37
	2-1		851	281	22	15	37	1,169

(単位:人)

	2023年度		2	2号		3号		=1
	(令和5年度)	1号	教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	の見込み ①	1,076	101 1,177	903	171	807	978	3,058
₹	選保の内容 ②		2,055	1,213	192	823	1,015	4,283
	特定教育•保育施設		710	1,156	153	622	775	2,641
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,345	_		_	<u>—</u>	1,345
	特定地域型保育事業	_	_	0	20	104	124	124
	藤沢型認定保育施設	_	_	38	13	46	59	97
	企業主導型保育事業	_	_	19	6	24	30	49
	上記以外		0	_	_	27	27	27
	2-1		878	310	21	16	37	1,225

	2024 年度 (令和6年度)			2号		3号		
			教育ニーズの 強い子ども	左記以外	O歳	1・2歳	小計	計
	量の見込み ①	1,049	98	927	178	829	1,007	3,081
₹	確保の内容 ②		2,055	1,223	195	829	1,024	4,302
	特定教育•保育施設		710	1,166	153	622	775	2,651
	施設等利用給付を受ける幼稚園		1,345		_			1,345
	特定地域型保育事業	_	_	0	23	120	143	143
	藤沢型認定保育施設	_	_	38	13	46	59	97
	企業主導型保育事業	_	_	19	6	24	30	49
	上記以外		0		_	17	17	17
	2-1		908	296	17	0	17	1,221

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、すべての子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた 子育て支援を充実することを目的とした 13 の事業が位置づけられており、各市町村が実 施しています。

【地域子ども・子育て支援事業】

国の呼	称	本市における事業名
(1)	利用者支援事業	利用者支援事業
(2)	時間外保育事業	延長保育事業
(3)	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ
(4)	子育て短期支援事業	ショートステイ事業
		トワイライトステイ事業
(5)	乳児家庭全戸訪問事業	藤沢市こんにちは赤ちゃん事業
		~ハローベビィ訪問~
(6)	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業
(7)	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業
		つどいの広場事業
(8)	一時預かり事業	①幼稚園が実施する預かり保育事業
		②幼稚園以外が実施する一時預かり事業
(9)	病児保育事業	病児保育事業
		病後児保育事業
(10)	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター事業
(11)	妊婦健康診査	妊婦健康診査
(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業
(13)	多様な主体が本制度に参入することを	多様な主体が本制度に参入することを
	促進するための事業	促進するための事業

^{※(12)}及び(13)の事業については、量の見込み及び確保方策を設定する事業の対象外

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に あたっての相談・情報提供などの支援を行う事業です。

- ・保育コンシェルジュによる相談・情報提供(基本型・特定型) 保育課の窓口において、保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談や情報提供を行うとともに、子育て支援センター3か所での出張相談を行います。
- ・子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援(母子保健型) 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

【確保方策の考え方】

- ・保育コンシェルジュによる相談・情報提供(基本型・特定型) 保護者に寄り添う支援として、保育コンシェルジュによる相談や情報提供を引き続き行うとともに、相談者への相談後のフォローや入所保留となった児童の保護者に対する認可外保育施設等の情報提供、また、認可保育施設入所申込状況の確認等の業務を充実させていきます。
- ・子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援(母子保健型) 子育て世代包括支援センター等を拠点に、情報提供等保健事業を通じ、妊産婦と子ども に関わる支援を利用しやすいよう、利用者支援事業の実施に努めます。

(単位:か所)

	2020年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	
	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	
量の見込み	7	7	7	7	7	
基本型•特定型	4	4	4	4	4	
母子保健型	3	3	3	3	3	
確保の内容	・保育コンシェルジュによる保育サービスに関する相談・情報提供					
(実施体制)	• 子育て世代包括支援センターを中心とした相談支援					

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

【事業概要】

保育の必要性の認定を受け、認定こども園、認可保育所等を利用する子どもについて、 通常の利用日及び利用時間を超えて保育が必要な場合に、認定こども園、認可保育所等に おいて保育を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

多様化する保護者の就労形態や保育ニーズへの対応を図るため、地域の実情や利用状況 を踏まえ、引き続き、時間外保育事業(延長保育事業)の充実に取り組んでいきます。

	2020年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
量の見込み ①	5,607	5,701	5,844	6,069	6,282
確保の内容②	6,417	6,545	6,676	6,810	6,946
2-1	810	844	832	741	664

(3) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に 小学校の余裕教室、児童館等において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育 成を図る事業です。

【確保方策の考え方】

2019 年度(令和元年度)現在の待機児童が発生している学区、児童推計等を参考に、児童クラブの整備が必要な学区を検討のうえ、計画的な整備に取り組んでいきます。具体的な整備内容は「藤沢市子どもの居場所づくり推進計画」に掲載します。

		2020 年度 (令和2年度)	2021 年度 (令和3年度)	2022 年度 (令和4年度)	2023 年度 (令和5年度)	2024 年度 (令和6年度)
量	の見込み ①	3,957	4,135	4,294	4,420	4,494
	1 年生	1,144	1,211	1,263	1,283	1,279
	2年生	1,017	1,049	1,094	1,130	1,139
	3年生	722	746	758	782	800
	4年生	465	496	526	547	579
	5年生	401	413	428	444	454
	6年生	208	220	225	234	243
硝	『保の内容 ②	4,389	4,424	4,460	4,597	4,722
	2-1	432	289	166	177	228

(4) 子育て短期支援事業(ショートスティ事業)

【事業概要】

保護者の病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張、夜勤等により、家庭で一時的に子どもの 育児が困難な場合に、短期間(連続7日、1か月 10 日まで)子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

2020年(令和2年)3月現在実施している体制で、計画期間中の見込み量を確保できています。今後もこの体制を維持しながら事業を実施していきます。

(単位:人日)

	2020年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
量の見込み ①	248	238	234	233	231
確保の内容 ②	1,606	1,606	1,606	1,606	1,606
2-1	1,358	1,368	1,372	1,373	1,375

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(藤沢市こんにちは赤ちゃん事業~ハローベビィ訪問~)

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児とその保護者の心身の様子や 養育環境などの把握を行い、子どもの健やかな育ちと安全・安心な子育てのために必要な 情報提供や様々な支援に結びつける事業です。

【確保方策の考え方】

保健師・助産師・看護師の専門資格を持つ訪問員が訪問を行い、乳児と保護者の健康への配慮と、その時期の子育で起こりうる課題への対応ができるよう、他職種・他機関と連携し、必要な支援につなぎます。

	2020年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度		
	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)		
量の見込み	3,250	3,200	3,150	3,100	3,050		
確保の内容	・資格保有者による乳児家庭(生後4か月まで)の全件訪問						
(実施体制)	• 発育や育児に関する相談や適切な情報提供						
(大)心(中间)	・不適切な養育などの問題の早期発見						

(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

家庭において児童が適切に養育されるよう、支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅に訪問し指導・助言、育児・家事援助等の専門的支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

各家庭が必要とする支援が異なるため、家庭状況等の把握に努め、児童が適切に養育されるよう、支援を行っていきます。

(単位:人)

	2020年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度			
	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)			
量の見込み	521	516	511	505	498			
確保の内容	・保健師等に	・保健師等による養育に関する専門的指導・助言の支援						
(実施体制)	ヘルパー派	遣(委託業務)	による育児・	家事の援助				

(7) 地域子育で支援拠点事業(子育で支援センター事業・つどいの広場事業)

【事業概要】

子育て支援センターやつどいの広場など地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者の相互の交流や、子育てについての相談、情報提供など子育て家庭への支援を行う事業です。 拠点から離れている地域においては、子育てアドバイザー等が出向き、巡回子育てひろば等を実施しています。

【確保方策の考え方】

2019年(令和元年)現在実施している施設に加え、2020年度(令和2年度)より巡回子育てひろばの巡回先を増やし、地域における子育て支援の充実を図ります。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
量の見込み(人回)	107,832	109,250	111,624	113,172	114,271
確保の内容(か所)	38	39	39	39	39

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園が実施する預かり保育事業

【事業概要】

幼稚園の在園児を対象に、通常の教育時間を延長して幼児の預かりを行う事業(就労等 の理由により、定期的に利用するものを含む)です。

【確保方策の考え方】

対象児童数の減少が見込まれるものの、2019年(令和元年)10月から実施された幼 児教育・保育の無償化により、一時預かり事業(幼稚園型)や預かり保育事業の需要の増 加が見込まれます。

今後も、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、安定的な事業の実施に向けた支援 を行っていきます。

		2020年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
		(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
量	の見込み ①	127,184	125,147	123,501	123,417	122,998
	1号認定による利用	42,395	41,716	41,167	41,139	40,999
	2号認定による利用	84,789	83,431	82,334	82,278	81,999
稲	保の内容 ②	123,690	123,690	123,690	123,690	123,690
	一時預かり事業 (幼稚園型 ^{*1})	18,554	22,264	25,975	29,686	33,396
	上記以外*2	105,136	101,426	97,715	94,004	90,294
	2-1	∆3,494	△1,457	189	273	692

^{※1} 施設型給付を受ける幼稚園(特定教育施設)が行う預かり保育事業。 ※2 施設等利用給付を受ける幼稚園が行う預かり保育。

② 幼稚園以外が実施する一時預かり事業

【事業概要】

• 一時預かり事業(幼稚園以外)

保護者の就労や病気、出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、認可保育所において、必要な保育を行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい人と行うことができる人が会員組織を構成し、保育所等への送 迎や預かり等を行う事業です。

トワイライトステイ事業

保護者の病気や出産、看護、冠婚葬祭、出張、夜勤等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、夕方から夜にかけて短期間、子どもを預かる事業です。

【確保方策の考え方】

保護者の子育ての負担軽減など多様な保育ニーズへの対応として、引き続き認可保育所における一預かり事業を実施するとともに、地域ニーズを踏まえ、より効果的な事業の実施に向けて、実施方法の見直しを検討していきます。

また、ファミリー・サポート・センター事業及びトワイライトステイ事業については、 2020年(令和2年)3月現在の提供体制を維持しながら実施していきます。

		2020年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
		(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
	の見込み ①	43,785	44,403	45,622	47,322	48,850
67	望保の内容 ②	61,439	63,879	63,879	63,879	63,879
	一時預かり事業 (幼稚園以外)	53,680	56,120	56,120	56,120	56,120
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児病後児以外)	4,660	4,660	4,660	4,660	4,660
	トワイライトステイ事業	3,099	3,099	3,099	3,099	3,099
	2-1	17,654	19,476	18,257	16,557	15,029

(9) 病児保育事業 (病児保育事業・病後児保育事業)

【事業概要】

乳幼児が病気やその回復期にあるため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭での保育を行うことができない場合に、保育施設や医療機関において一時的に保育を行う事業です。

【確保方策の考え方】

2020年(令和2年)3月現在、認可保育所3か所と企業主導型保育事業1か所において、病後児保育事業を実施しています。

また、病児保育事業については、藤が岡二丁目再整備事業による整備や、医療機関との連携による整備を進めています。

今後は、整備を進めている事業の実施状況のほか、教育・保育提供区域ごとのニーズの 動向や利用者の利便性等を踏まえ、現状で実施施設がない中部地区への設置など、必要な 整備に向けた検討をしていきます。

		2020年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
		(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
量の見込み(1)		5,785	6,527	6,439	6,404	6,356
確保の内容 ②		4,019	4,987	5,722	6,457	6,457
	病児病後児保育	3,856	4,824	5,559	6,294	6,294
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児病後児利用)	163	163	163	163	163
	2-1	△1,766	△1,540	△717	53	101

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業(就学児の預かり))

【事業概要】

子育ての援助を受けたい人と行うことができる人が会員組織を構成し、放課後児童クラブへの送迎や預かり等を行う事業です。

【確保方策の考え方】

2020年(令和2年)3月現在実施している体制で見込み量を確保できているため、この体制を維持するために今後も援助を行う会員の確保に努めます。

(単位:人日)

	2020年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
量の見込み ①	4,639	4,659	4,606	4,493	4,393
確保の内容(2)	4,659	4,659	4,659	4,659	4,659
2-1	20	0	53	166	266

(11) 妊婦健康診査

【事業概要】

安全・安心に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、 費用の一部を公費負担する事業です。

【確保方策の考え方】

母子健康手帳交付等妊娠期支援に関わる情報提供を充実し、適正交付を受け、適正な時期に健診を受診できるよう啓発に努めます。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
量の見込み 39,500		39,000	38,500	38,000	37,500
確保の内容	• 妊婦健康診査費用補助券の交付と医療機関等との連携				
(実施体制)	・妊娠期からの切れ目ない支援の充実				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

認可保育所や幼稚園等を利用する児童の保護者が、各園に支払う給食費、日用品や文房 具などの教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、そ の費用の一部を助成します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設への民間事業者の新規参入の促進に向けた調査研究や、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等への設置、運営を促進するための支援を行う事業です。

5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

教育及び保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況の変化等によらず、 柔軟に子どもを受け入れる施設です。

本市では、2017年度(平成29年度)に私立幼稚園1園が認定こども園へと移行しており、この移行にあたっては、神奈川県との調整や必要な情報提供などの支援を行いました。

2020年(令和2年)3月現在、施設等利用給付を受ける幼稚園において、認定こども 園への移行を検討する施設もあることから、今後は、幼児教育・保育の無償化の影響を踏 まえ、各施設の個別事情等に留意する中で、引き続き、移行に向けた支援を進めていきま す。

(2) 教育・保育施設等と地域型保育との連携

多様な教育・保育ニーズに対応するためには、認可保育所等の教育・保育施設や、小規模保育事業等の地域型保育事業、さらには認可外保育施設や一時預かり事業などの子ども・子育て支援施設等が相互に連携することが重要です。

本市では、教育・保育の提供区域ごとに、地域型保育事業所の卒園後の受け皿として、 複数の連携施設を確保できるよう、認可保育所との間で協定の締結や、卒園後も円滑に保 育の提供ができるよう、施設間の情報共有や連携等の支援を行っています。

また、区域内の保育関連施設との連携や交流、支援などを目的に、教育・保育の提供区域ごとに設置した基幹保育所(公立保育園 4 園)が中心となり、地域型保育事業所や藤沢型認定保育施設等を巡回し、保育内容に関する相談を行うとともに、研修会を開催するなど、保育の質の確保に向けた取組を進めています。

今後も、引き続き、教育・保育施設や小規模保育事業、子ども・子育て支援施設等の連携に向けた支援の充実を図ります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

2019年(令和元年)10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された、 子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な給付を行うとともに、 保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、施設・事業種別に応じて、次のとおり給付 を行うこととします。

施設•事業種別	給付方法	給付回数
施設等利用給付を受ける幼稚園の通常時間(教育時間)の利用	法定代理受領 (保護者が支払う利用料分を、市が 園に対して給付)	年2回
上記以外の利用 (認可外保育施設・幼稚園の預かり保育・ 一時預かり事業等)	償還払い (保護者が園に支払った利用料分 を、市が保護者に対して給付)	年2回

また、過誤請求・支払いを防止するために、給付に関する案内や申請等の手続きについて、各施設と連携し、円滑な実施に努めます。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等の確認における神奈川県との連携

幼稚園や認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援施設等について、子育てのための施設等利用給付の対象施設・事業であることの確認にあたり、指導監督権限を持つ神奈川県と連携し、施設の運営状況等の情報共有を図っていきます。

また、神奈川県が行う立入調査等への同行など、特定子ども・子育て支援施設等の実情 把握に努めるとともに、必要に応じて助言を行うなど、教育・保育の質の確保に向け、取 り組んでいきます。

第6章 計画の推進体制

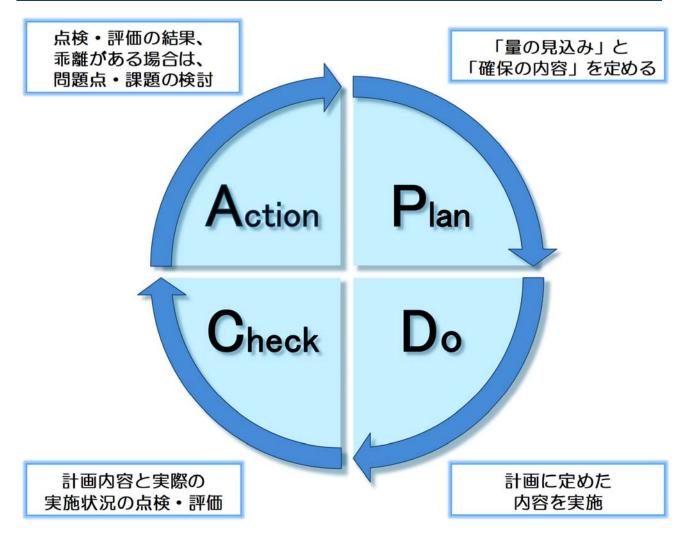
1.計画の推進体制

新制度においては、計画で定めた5年間の量の見込み及び確保方策に基づき、計画的に施設や事業を提供するとともに、よりきめ細やかな子ども・子育て支援サービスを着実に推進していくため、計画の推進体制を構築する必要があります。

このため、本市では、子育ての当事者や支援者のほか、学識経験者や労働者の代表、保育・教育関係者等で構成される「藤沢市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定にあたっての審議等を行っています。この会議は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な推進に関して、必要な事項や施策の実施状況等を調査・審議する合議制の機関として位置づけられていることから、計画の策定後においても、毎年度、計画の実施状況についての点検・評価について、この会議で行います。

また、この結果を公表するとともに、必要に応じて、改善に必要な措置を講じていきます。

2. 計画の実施状況の点検・評価



計画の実施状況や評価については、「藤沢市子ども・子育て会議」において調査・審議し、 毎年度点検・評価を実施します。

具体的には、PDCA サイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備 状況などを点検・評価し、乖離がある場合には問題点や課題の検討を行います。

また、必要に応じて、計画の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

さらに、計画の推進のためには、多くの市民や関係団体、地域・企業の理解・協力が重要であることから、広報やホームページをはじめ、市が活用している様々な媒体を活用して、広く周知していきます。

また、新制度について、わかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

資料編

1. 藤沢市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項に規定する合議制の機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条第1項に規定する合議制の機関として、この市に藤沢市子ども・子育て会議 (以下「会議」という。)を設置する。

(委員)

- 第3条 会議は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市民
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 学校教育に従事する者
 - (4) 主任児童委員
 - (5) 事業主を代表する者
 - (6) 労働者を代表する者
 - (7) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (8) 市職員
 - (9) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、委嘱された委員が欠けた場合における 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第 5 条 市長は、会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 会議に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員(専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。次条第2項及び第3項、第8条第2項及び第4項並びに第10条において同じ。)の互選によって定める。

- 3 委員長は、会務を総理し、会議を代表し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 会議は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出 されていないときは、市長がこれを行う。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 会議に部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会」と、同条第2項中「会議は」とあるのは「部会は」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員(専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。)」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 9 条 委員長又は部会長は、それぞれ会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第 10 条 委員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退い た後もまた同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2. 藤沢市子ども・子育て会議、部会委員名簿

(1) 藤沢市子ども・子育て会議委員

① 2019年(令和元年)7月31日時点

委員区分	選出団体・役職等	氏 名
	特定非営利活動法人はばたき 子育てアドバイザー(保育士)	あずま きょこ 東 喜代子
子ども・子育て支援に	子育て支援グループゆめこびと 事務局	ありた るみこ 有田 留美子
関する事業に従事する者	公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業部参事	がじがや みつとし 梶ケ谷 充敏
	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人高谷福祉会高谷保育園園長	ますい あらた 桝居 新
学校教育に従事する者	特定非営利活動法人藤沢市私立幼稚園協会 わかふじ幼稚園園長	_{はたの えつこ} 秦野 悦子
子仪教育に従事する哲	藤沢市立小学校長会 八松小学校校長	かみぉ やすこ神尾 康子
主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会委員長	こばやし みゆき 小林 美幸
事業主を代表する者	藤沢商工会議所専務理事	たけむら ひろゆき ○竹村 裕幸
労働者を代表する者	湘南地域連合副議長	さとう だいすけ 佐藤 大輔
子ども・子育て支援に関し	日本体育大学 児童スポーツ教育学部准教授	さいとう たえこ 齊藤 多江子
学識経験のある者	湘南ケア アンド エデュケーション研究所所長	^{ますだ} ◎増田 まゆみ
その他市長が必要と	神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長	_{あおさわ} ひろみ 大澤 弘美
認める者	藤沢助産師会会長	なかだ たみこ 中田 民子
	市民公募委員	いしかわ みほこ石川 美保子
	市民公募委員	こばやし のぶあき 小林 伸明
市民公募委員	市民公募委員	とまる さとみ 都丸 里己
	市民公募委員	はらだ たける 原田 建
	市民公募委員	わたなべ ともこ 渡辺 智子
市職員	子ども青少年部長	_{むらい} 村井 みどり

(次ページに続きます)

委員区分	選出団体・役職等	氏 名
	子育て企画課長	かわぐち こうへい 川口 浩平
	子ども家庭課長	たぶち ゆうこ 田渕 裕子
±1144 C	保育課長	^{なかがわ} 中川 あをい
市職員	子育て給付課長	いわた まもる 岩田 守
	青少年課長	かとう じゅんいち 加藤 淳 一
	子ども健康課長	あべ すずむ 阿部 進

[※]敬称略、「学校教育に従事する者」「市職員」以外は委員区分による五十音順 ※氏名に付されている回は委員長、〇は副委員長

② 2020年(令和2年)3月31日時点

委員区分	選出団体・役職等	氏	名
	藤沢市青少年指導員協議会副会長	ぃ の 猪野	きょうこ 恭子
子ども・子育て支援に	公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業部参事	かじがや 梶ケ谷	
関する事業に従事する者	株式会社ストーブカンパニー代表取締役 よつば保育園代表	さいとう 齋藤	
	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人高谷福祉会理事長・高谷保育園園長	ますい桝居	あらた 新
	特定非営利活動法人藤沢市私立幼稚園協会 学校法人和敬学苑理事長・むらおか幼稚園園長	やました山下	たかし 隆
労払 数本に公市オスネ	藤沢市立小学校長会 八松小学校校長	かみお神尾	ゃすこ 康子
学校教育に従事する者	藤沢市立中学校長会 大清水中学校校長	うちだ	せいいち 誠 —
	神奈川県立学校長会議鎌倉・湘南地区会議 湘南高等学校校長	いながき 稲垣	いちろう 一郎
主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会副委員長	*************************************	ょしこ 良子
事業主を代表する者	藤沢商工会議所専務理事	つ竹村	ひろゆき 裕幸
労働者を代表する者	湘南地域連合議長代行	さとう 佐藤	だいすけ 大輔
	日本体育大学 児童スポーツ教育学部准教授	さいとう	たえこ 多江子
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	関東学院大学 社会学部教授	_{しぶや} 澁谷	まさし 雅史
	湘南ケア アンド エデュケーション研究所所長	ますだ	まゆみ
その他市長が必要と	神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長	_{おおさわ} 大澤	^{ひろみ} 弘美
認める者	社会福祉法人みその 聖園子供の家	_{みむろ} 御室	^{み さ こ} 美佐子
	市民公募委員	ぐんじ 郡司	ひさこ 壽子
市民公募委員	市民公募委員	はやた早田	_{みえこ} 美枝子
市職員 ※勘称略 「学校教育に従事す	子ども青少年部長 スキーリタける最高の分による五十辛順	_{むらい} 村井	みどり

[※]敬称略、「学校教育に従事する者」以外は委員区分による五十音順 ※氏名に付されているのは委員長、〇は副委員長

(2) 第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定等検討部会委員

① 2019年(令和元年)7月31日時点

委員区分	選出団体・役職等		名
子ども・子育て支援に	公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業部参事	^{かじがや} 梶ケ谷	
関する事業に従事する者	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人高谷福祉会高谷保育園園長	ますい桝居	あらた 新
子ども・子育て支援に関し	日本体育大学 児童スポーツ教育学部准教授	さいとう 齊藤	たえて 多江子
学識経験のある者	湘南ケア アンド エデュケーション研究所所長	ますだ ○増田	まゆみ
市民公募委員	市民公募委員	カたなべ 渡辺	ともこ 智子

[※]敬称略、委員区分による五十音順

② 2020年(令和2年)3月31日時点

委員区分	選出団体・役職等	し氏	名
	公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業部参事	がじがや梶ケ谷	
子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	株式会社ストーブカンパニー代表取締役 よつば保育園代表	さいとう 齋藤	
	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人高谷福祉会理事長•高谷保育園園長	ますい桝居	あらた 新
学校教育に従事する者	特定非営利活動法人藤沢市私立幼稚園協会 学校法人和敬学苑理事長・むらおか幼稚園園長	やました 山下	
事業主を代表する者	藤沢商工会議所専務理事	たけむら 竹村	ひろゆき 裕幸
労働者を代表する者	湘南地域連合議長代行	さとう 佐 藤	だいすけ 大輔
子ども・子育て支援に関し	日本体育大学 児童スポーツ教育学部准教授	さいとう 齊藤	たえこ 多江子
学識経験のある者	湘南ケア アンド エデュケーション研究所所長	ますだ 〇増田	まゆみ
その他市長が必要と 認める者	社会福祉法人みその聖園子供の家	^{みむろ} 御室	ə さ こ 美佐子
市民公募委員	市民公募委員	はやた 早田	ゅぇこ 美枝子

[※]敬称略、委員区分による五十音順

[※]氏名に付されている〇は部会長

[※]氏名に付されている〇は部会長

3. 計画策定の経過

(1) 藤沢市子ども・子育て会議等の実施

2018年(平成30年)7月 平成30年度第1回藤沢市子ども・子育て会議開催

平成 30 年度第1回子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催

8月 平成30年度第2回藤沢市子ども・子育て会議開催

平成 30 年度第2回子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催

9月 藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査を実施

11月 平成30年度第3回藤沢市子ども・子育て会議開催

2019年(平成31年)2月 平成30年度第4回藤沢市子ども・子育て会議開催

3月 平成 30 年度第1回第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定等検 討部会開催

平成30年度第5回藤沢市子ども・子育て会議開催

2019 年(令和元年)5月 藤沢市子ども・子育て支援に関する利用希望把握調査を実施 藤沢市放課後児童クラブに関する利用希望把握調査を実施

7月 令和元年度第1回藤沢市子ども・子育て会議開催

8月 藤沢市子ども・子育て会議委員改選

令和元年度第2回藤沢市子ども・子育て会議開催

令和元年度第1回第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定等検討部会開催

令和元年度第1回子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催

- 9月 令和元年度第2回子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催 令和元年度第2回第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定等検討 部会開催
- 11月 令和元年度第3回第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画策定等検討 部会開催

令和元年度第3回子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催

令和元年度第3回藤沢市子ども・子育て会議開催

2020年(令和2年)2月 令和元年度第4回藤沢市子ども・子育て会議開催

3月 令和元年度第5回藤沢市子ども・子育て会議開催

(2) パブリックコメントの実施

① 実施概要

件名	「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画(素案)」について
公募期間	2019年(令和元年)12月10日(火)から
	2020年(令和2年)1月17日(金)まで
配布資料等	「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画(素案)」
配布資料の閲覧場所	子育て企画課、市役所総合案内、市政情報コーナー、
	各市民センター・公民館又は市ホームページ
周知方法	広報ふじさわ 12月 10 日号、市ホームページ
意見等を提出できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、
	その他利害関係者
意見公募方法	所定の意見提出書又は任意の用紙に、氏名・住所・意見等の必要事項
	を記入し、郵送、ファックス、持参、市ホームページ用の専用提出フ
	ォーム(電子申請)の方法で子育て企画課に提出いただきました。

② 実施結果

計画の素案に対して、3人から22件の意見をいただきました。パブリックコメントでいただいた意見を検討し計画推進の参考とするとともに、意見に対する市の考え方を市のホームページに公表しました。

第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画 2020年(令和2年)3月

発行:藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL: 0466-25-1111 (代表)